

第5次福井市環境基本計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
福井市

目次

第1章 はじめに	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
第2章 社会的背景	3
1 地球規模の環境問題	3
2 環境問題をめぐる近年の情勢	4
3 福井市の環境に関わる状況	10
第3章 理念	13
1 目指す環境像	13
2 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係	14
3 基本方針	16
第4章 目指す環境像の実現に向けて	18
施策の体系	19
1 地球温暖化・エネルギー	21
施策① 暮らしや経済活動の脱炭素化推進	
施策② 脱炭素型まちづくりの推進	
施策③ 気候変動への適応策の推進	
2 自然環境	37
施策① 自然環境の保全と再生	
施策② 協働による里地・里山の利活用	
3 生活環境・都市環境	49
施策① 生活環境の保全	
施策② 協働により育む水と緑	
4 廃棄物・資源循環	58
施策① ごみの発生抑制と資源循環の推進	
5 環境教育・環境学習	65
施策① 環境教育の推進	
施策② 多様な主体による環境学習の推進	
第5章 計画の推進	73
1 計画の推進体制	73
2 計画の進行管理	74

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

福井市では、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成12年度に福井市環境基本計画を策定し、平成18年度には市町村合併等による一部改定を行いました。また、計画策定以降の社会経済や環境情勢の変化を踏まえて5年毎に改定を重ね、直近では令和3年に第4次の改定を行いました。

その後も、環境分野において様々な変化が生じています。

令和3年5月には、国は地球温暖化対策推進法[※]を改正し、令和32年(2050年)には国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを法律に明記しました。これを受けて、同年10月に地球温暖化対策計画を改定し、令和12年(2030年)度の削減目標を平成25年(2013年)度比で46%削減に引き上げています。

当市でも、令和3年3月に第4次環境基本計画の公表と同時に、2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「福井市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。さらに、令和7年3月には、改正地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策実行計画 福井市脱炭素アクションプラン」を策定し、国の目標を上回る平成25年度比49%削減を掲げ、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を着実に進めています。

このような中、今回の改定は、第4次計画の基本的な理念は継承しつつ、この間の社会情勢の変化や環境の現状と課題、国の動向などを踏まえ、本計画において「目指す環境像」の実現に向けた施策や指標の設定等を見直すために実施するものです。

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律

2 計画期間

計画の実施期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

この計画は、「福井市総合計画」を環境面において実現しようとするものであり、他の行政計画や各種公共事業等の実施にあたって、環境保全を推進するためのマスタープランとして位置づけられます。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境像の
実現に向け
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

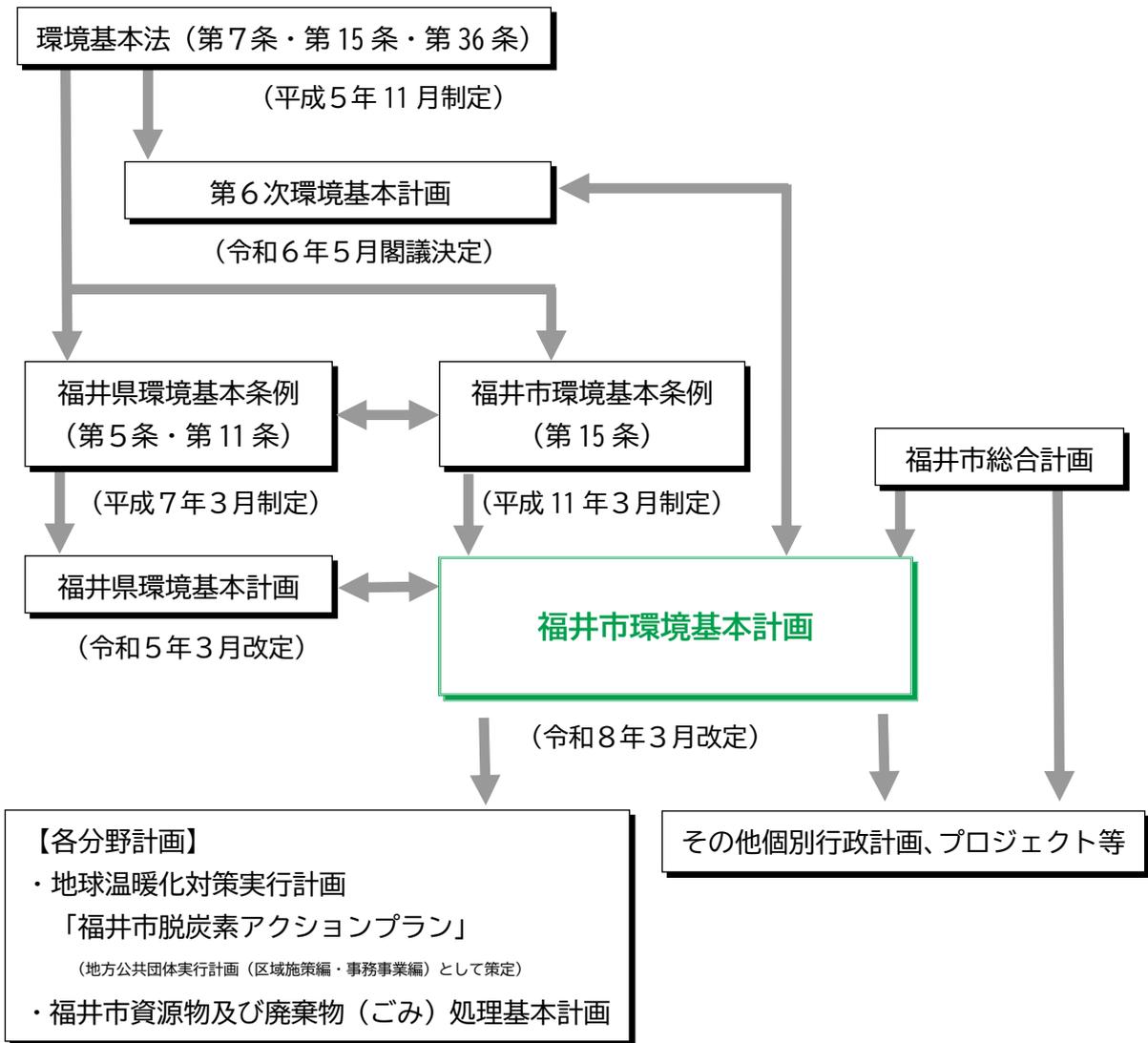
自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章



- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境像の表現に向けて
- 第4章 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 自然環境
- 第4章 ②
- 第4章 ③ 生活環境・都市環境
- 第4章 ④ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ⑤ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進

第2章 社会的背景

1 地球規模の環境問題

地球上では、多様な生物や大気、水、土壌などが緊密に結びつき、互いに影響を及ぼし合っている一つのまとまりを作っています。人類もまたその中に存在し、そこから得られる恵みによって支えられています。

しかし、社会の発展と世界経済の拡大に伴い、地球温暖化や、生物多様性の損失、自然破壊や国境を越えた環境汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

産業革命以前の 1850 年～1900 年を基準とした世界平均気温は 2014～2023 年に約 1.20℃上昇しており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書統合報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」と報告しています。

日本においても、令和 6 年の年平均気温は明治 31 年の統計開始以降で最も高くなり、長期的には 100 年当たり 1.40℃の割合で上昇しています。真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加しているほか、国内の大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や高温による農作物の生育障害や品質低下の発生など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生しています。

令和元年（2019 年）に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、例えば、世界の陸地の 75%は著しく改変され、海洋の 66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700 年以降湿地の 85%以上が消失しました。調査されているほぼ全ての動物、植物の約 25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去 50 年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していること、このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できないことが指摘されています。

また、同報告書では、世界の排水の 80%以上が未処理のまま環境中に放出され、工業施設から排出される年 3～4 億トンの重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が世界各地の水域に投棄されていると報告されており、環境汚染に伴う健康及び生態系への影響も懸念されています。

日本も国際社会の一員として、地球温暖化やエネルギー問題、生物多様性や自然保護、環境汚染や資源循環・廃棄物問題など、様々な分野における環境問題に対応すべく、その責任を果たさなければなりません。福井市も、国や県と連携しながら環境対策を進め、SDGs や地域循環共生圏といった考え方を取り入れながら、市民一人ひとりが環境問題を重要な課題として捉え、自発的に行動することが求められています。

第 1 章
はじめに

第 2 章
社会的背景

第 3 章
理念

第 4 章
目指す地域の
未来像

第 4 章 ①
地球温暖化・
エネルギー

第 4 章 ②
自然環境

第 4 章 ③
生活環境・
都市環境

第 4 章 ④
廃棄物・
資源循環

第 4 章 ⑤
環境教育・
環境学習

第 5 章
計画の推進

2 環境問題をめぐる近年の情勢

① 地球温暖化

近年、気候変動問題は「気候危機」とも呼ばれています。加速化する世界の平均気温の上昇による、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などの気候システムの変化は、洪水、干ばつ、暴風雨の被害とともに、世界的な食糧不安や深刻な水不足も引き起こしています。

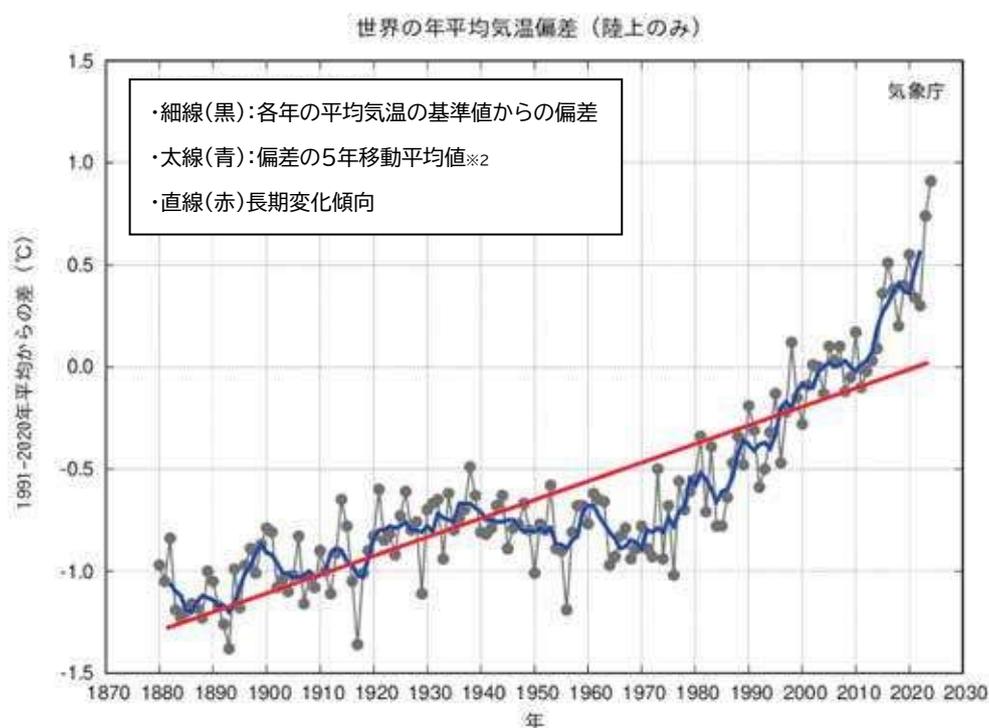
平成 27 年（2015 年）12 月に採択されたパリ協定では、産業革命以前（1850 年～1900 年）と比べ、世界全体の平均気温の上昇を 2℃より低く抑えるとともに、1.5℃未満に抑えるよう努力することが世界共通の目標となりました。また、平成 30 年（2018 年）には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※1から「1.5℃特別報告書」が公表され、1.5℃未満に抑えるためには、令和 32 年（2050 年）前後に世界全体の人為的な CO₂ 排出量を実質ゼロにする必要があることが示されました。

さらに、IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書では、人間活動を起源とする気候変動は、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていることが初めて明記されました。

各国が自主的に目標を設定し温室効果ガス排出量の削減に取り組む中、令和 6 年（2024 年）には世界の平均気温は観測史上最も高くなり、地球温暖化対策は世界規模での喫緊の課題となっています。

※1 国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって設立され、気候変動の状態とそれが経済社会に及ぼす影響について明確な科学的見解を提供する国際組織

※2 その年および前後 2 年を含めた 5 年の平均値 出典）気象庁



こうした状況の中、日本政府は、令和2年に、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

また、この目標の実現には、エネルギー・産業部門の構造転換や、大胆な投資によるイノベーションの取組を大きく加速させる必要があることから、令和2年12月に、国は経済と環境の好循環に繋げるための産業政策である「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。この戦略は、産業政策・エネルギー政策の両面から、今後成長が期待される重点分野についての実行計画を可能な限り明らかにすることで、目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするものです。

令和3年10月には、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」を改定して、令和12年（2030年）度において温室効果ガス46%削減（平成25年（2013年）度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

さらに、令和7年2月18日には「地球温暖化対策計画」を再び改定し、世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17年（2035年）度、令和22年（2040年）度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）^{※3}」を気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出しました。

地方自治体においても、地球温暖化問題についてのこれらの目標達成に貢献すべく、令和7年3月31日時点で、1,161自治体が2050年の「ゼロカーボンシティ」を宣言するなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

福井県においては、令和2年に「福井県長期ビジョン」で、福井県として2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」を目指すことを掲げました。

本市でも、令和3年3月に、「第4次福井市環境基本計画」の策定とともに、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。

令和7年3月には「地球温暖化対策実行計画 福井市脱炭素アクションプラン」を策定し、温室効果ガス排出を抑制し地球温暖化の防止に取り組むと同時に、すでに進行している気候変動の影響による被害を回避・軽減するための備えに取り組んでいます。

※3 温室効果ガス削減目標

② エネルギー

平成23年の東日本大震災以降、私たちの生活を支えるエネルギー供給に大きな変化が生じました。国のエネルギー政策が見直され、節電・省エネ型ライフスタイルが広がり、再生可能エネルギーを中心とした「創エネルギー技術」^{※1}の普及が進んでいます。

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス^{※2}、地熱などの再生可能エネルギーは、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。また、海外からの資源輸入に頼らず、国内でエネルギーを自給でき、エネルギー源が多様であることから、「分散型エネルギーシステム」^{※3}の構築に貢献することが期待できます。

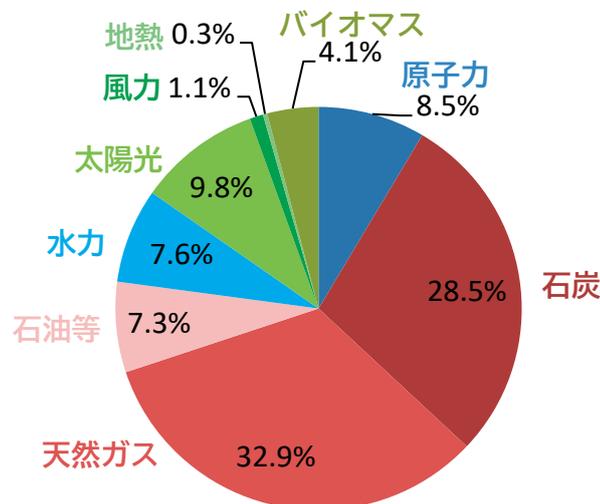
令和3年に策定された「第6次エネルギー基本計画」では、国は再生可能エネルギーに係る令和12年(2030年)に向けた電源構成の見通しを約36~38%^{※4}としました。

さらに令和7年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととし、令和22年(2040年)における電源構成の見通しを4~5割程度としています。

平成24年にスタートした「固定価格買取制度(FIT制度)」^{※5}により、年間発電電力量における再生可能エネルギーの占める割合は増加し、令和5年度には水力、地熱及び新エネルギーを合わせて22.9%となりました。

このFIT制度に加え、令和4年度からは、国は、市場と連動した買取価格(市場価格+一定の補助額(プレミアム))での買取を行うFIP(フィップ:Feed in Premium)制度を導入しており、従来の「量」を増やしていく政策から、市場で競争力のある電源として自立を促す政策に転換を図りながら、再生可能エネルギーの導入・普及を促しています。

日本国内の電源構成(2023年度の年間発電量)



出典) 経済産業省 資源エネルギー庁

燃料電池等を利用することにより高いエネルギー効率を実現でき、使用時に二酸化炭素を排出しない水素について、国は、再生可能エネルギーと並ぶ新たなエネルギーの選択肢とすべく、平成31年に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定し、水素エネルギーのコスト低減を進め、調達コストを在来エネルギー並みにしていくことを目指しています。

また、令和2年に策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で水素を重点分野の一つに位置付け、さらに令和5年には「水素基本戦略」を策定して、水素社会の早期実現に向けた意志を表明しています。

- ※1 太陽光発電やバイオマス発電など、エネルギーを作るための技術
- ※2 動植物などの生物由来の資源で、生ごみなどの廃棄物系バイオマス、麦わらや未利用の間伐材といった未利用バイオマスの2つに大別される。これらを直接燃焼させたり、ガス化して得られるエネルギーは再生可能エネルギーの一種である。また、廃棄物の削減や農山漁村の資源の活用を通じた地域活性化などの効果が得られるため、SDGsが目指すマルチベンefिटの発揮が期待される。
- ※3 比較的小規模な発電装置を、消費地近くに分散配置して電力の供給を行うシステムのこと。
- ※4 第5次エネルギー基本計画における構成目標値：22～24%
- ※5 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間、一定価格で買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用は、電気利用者から賦課金という形で集められる。

③ 生物多様性と里地・里山

生物多様性とは、地球上の様々な環境に適応した、たくさんの生物が暮らしていることをいい、推定3,000万種もの生物が多様な生態系を形成し、地球環境と私たちの暮らしを支えています。

一方、私たちの活動によって生物多様性と生態系サービス^{※1}は悪化し続けており、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)」が令和元年(2019年)に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、全世界の種の絶滅速度は、過去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍から数百倍で、さらに加速しているとされています。

令和4年(2022年)12月に生物多様性の保全を目的とした国際会議「生物多様性(CBD)条約第15回締約国会議(COP15)」がカナダ・モントリオールで開催されました。この会議では、令和2年(2020年)までの国際目標であった「愛知目標」^{※2}の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この新たな枠組では、令和32年(2050年)に向けたビジョンとして、愛知目標の「自然と共生する世界」を引き継ぐとともに、令和12年(2030年)までのミッションとして「ネイチャーポジティブ(自然再興)」^{※3}が新たに掲げられました。

また、このミッションの達成に向けて、「30by30目標」^{※4}をはじめとする8個の数値目標を含む、全23個のグローバルターゲットが設定されています。

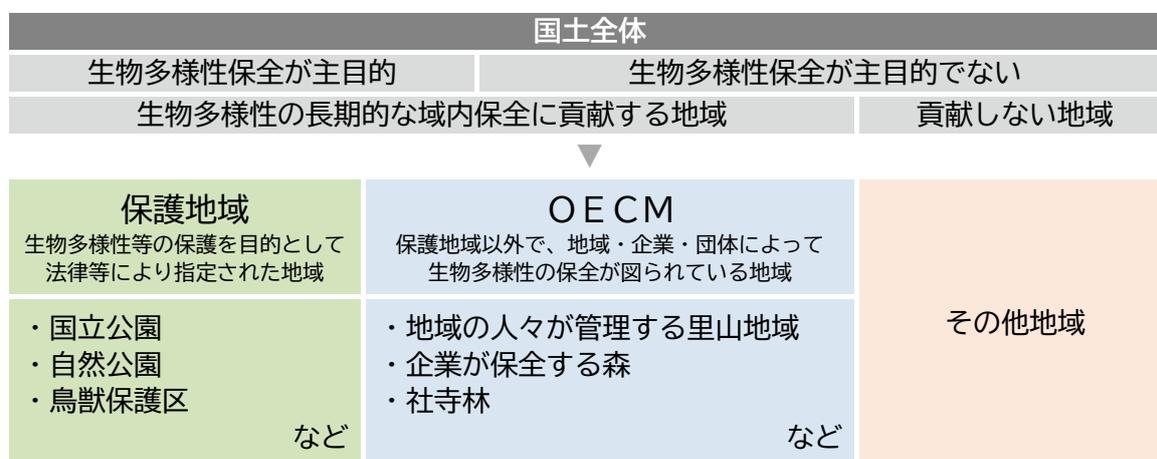
これを受けて国は、令和5年3月に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

この計画では、国際的な動向と歩調を合わせ、「2030年ネイチャーポジティブの実現」や「30by30目標」の達成が掲げられています。目標の実現に向けては、国立公園など従来から行政が保護してきた地域に加えて、里地・里山をはじめとする身近な自然などもOECM^{※5}として設定・保全していくことが重要とされています。

こうした取組を後押しするため、令和6年4月に「生物多様性増進活動促進法^{※6}」が制定されました。地域の生態系保全に資する新たな枠組みとして期待されています。

- ※1 食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性から得られる恵みのこと。
- ※2 平成22年(2010年)10月に愛知県名古屋市で開かれたCOP10において、生物多様性の損失に歯止めをかけるために定められた計画と20の個別目標のこと。
- ※3 2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるという方向性
- ※4 2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標
- ※5 Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。
- ※6 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

保護地域とOECMの概要



※四角の大きさは割合を表さない。

④ 資源循環と廃棄物

将来にわたり地球上の資源を人類が持続的に利用するためには、限られた天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り低減する循環型社会を構築する必要があります。

国は平成12年に「循環型社会形成基本法」を制定し、「容器包装リサイクル法」^{※1}をはじめとする関連法を整備することで、市民、地方公共団体、事業者などの各主体に対して廃棄物の発生の抑制、資源の適正利用、廃棄物の適正処理などの資源循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。最近では、令和4年に「プラスチック資源循環法」^{※2}を制定し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体であらゆる主体の資源循環の取組を促進しています。

令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進計画」では、経済社会システム全体を循環型へと転換するため、持続可能な形で資源を効率的かつ循環的に活用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を推進することを鍵とし、資源生産性及び循環利用率を高める取組を一段と強化する方針が示されています。

「循環経済」は、資源の有効活用を促進し、天然資源の採取を可能な限り抑制することで、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、環境負荷の低減において極めて重

第1章 はじめに

第2章 社会的背景

第3章 理念

第4章 目指す環境像の表現に向けて

第4章 ① 地球温暖化、エネルギー

第4章 ② 自然環境

第4章 ③ 生活環境・都市環境

第4章 ④ 廃棄物・資源循環

第4章 ⑤ 環境教育・環境学習

第5章 計画の推進

要な役割を果たします。令和6年（2024年）の第6回国連環境総会では、日本がこのような相乗効果を持つ施策の推進を提案し、その決議が採択されました。今や、循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となっています。

また、国内資源の循環利用を最大限に進めることは、資源供給量の増加を通じて輸入物価の上昇による影響を緩和する効果が期待されます。環境負荷の軽減が図られるだけでなく、重要鉱物などの供給力が高まることで、国際的な産業競争力の向上や経済安全保障の強化にも寄与します。このように循環経済への移行を進めることで、環境問題を含む社会課題の解決を同時に図ることが可能です。そのために、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の各主体が、個々に行動するだけでなく、互いに連携・協働して取り組むことが重要です。

※1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 平成12年完全施行

※2 プラスチックに係る資源循環の促進に係る法律

⑤ 環境教育・環境学習

環境教育は、市民向けの環境講座や学校で行われる環境に関する取組など様々な場面でされており、今日では、環境、経済、社会、文化など複数の視点から、次世代も含む全ての人々により質の高い生活（ウェルビーイング）をもたらすことができる「持続可能な社会を構築できる人材を育成するための教育」へと深化させることが求められています。

国際的には、平成26年（2014年）に「国連持続可能な開発のための教育の10年」が終了し、同年、国連総会において「持続可能な開発のための教育（ESD）^{※1}に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）^{※2}」が承認されました。

その後、GAPの後継枠組みとして、令和元年（2019年）第40回ユネスコ総会及び第74回国連総会において、「2030年のための持続可能な開発のための教育（ESD for 2030）」が採択されました。この枠組みでは、ESDを強化し、SDGsの17のゴールを達成することを目標としています。

令和3年（2021年）、新型コロナウイルス感染症の流行下で開催されたESDに関するユネスコ世界会議においても、「ESDに関するベルリン宣言」が採択され、「ESD for 2030」の推進が改めて確認されました。

国においては、平成24年10月に環境教育等促進法^{※3}が全面施行となりました。持続可能な社会を目指すため、幅広い実践的人材づくりへと取組を発展させることや、民間団体等が環境行政へ参加し、協働の取組を推進するための協定制度の導入といった規定が盛り込まれています。

平成28年3月には「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画」を策定し、ESD活動支援センターの整備や、ESDを実践する教育者の育成などの取組が実施されています。

また、令和3年には、「ESD for 2030」の理念を踏まえた「第2期ESD国内実施計画」を策定しました。この計画では、ESDが持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを明確にし、5つの優先行動分野^{※4}において、多様な関係者の協力と参加を得ながら推進していく方針が示されています。

そして、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、教育政策全体の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針や今後5年間の教育政策の目標と基本政策において、ESDの推進が言及されています。

ESDは、学習指導要領の基盤になっている理念であり、日常的・自主的な環境活動につながる人材育成の基本となる考え方であるため、その重要性は今後さらに増していくと考えられます。

※1 ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) :

将来にわたって持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を指す。私たち一人ひとりが様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

※2 GAP (Global Action Programme on ESD: 持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プログラム) :

ESDの更なる推進・拡大を目指して、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし強化していくことを目標とした取組

※3 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

※4 「ESD for 2030」において示された5つの優先行動分野：(1. 政策の推進、2. 学習環境の変革、3. 教育者の能力構築、4. ユースのエンパワーメントと動員、5. 地域レベルでの活動の促進)

3 福井市の環境に関わる状況

本市の地勢は、面積は約536平方キロメートルで、市街地中心部を含む平坦な地形の部分と、東西の山地部分の大きく2つに分かれています。自然の岩礁断崖の景観が見られる越前海岸に連なる南西部には越知山、国見岳、東部には吉野ヶ岳が連なり、市の中央を足羽川、北方を九頭竜川が東西に、西方を日野川が南北に流れ、北西部でこれら三大河川が合流し、北方の日本海へ注いでいます。



総人口は、令和7年4月現在で252,666人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によれば、本市の将来の人口は、令和12年には約8,000人減少すると見込まれています。

高齢化率も約32%となる見通しで、人口減少や高齢化率の高まりは、まちの活力や技術継承、農林水産業の担い手などに大きな影響を与えており、耕作放棄地の増加や山林の手入れ不足などによる生態系への影響など、環境保全の面からも注視する必要があります。

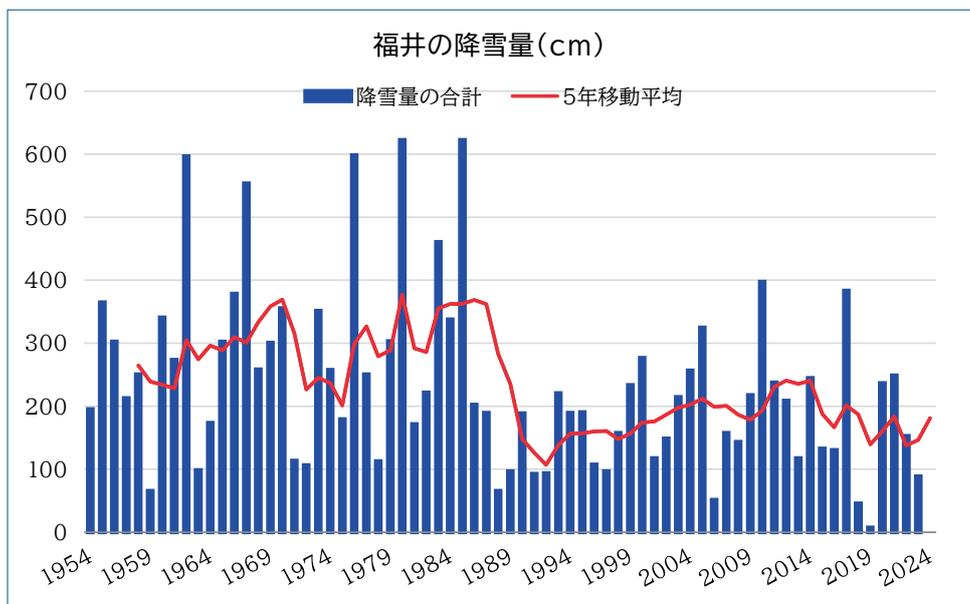
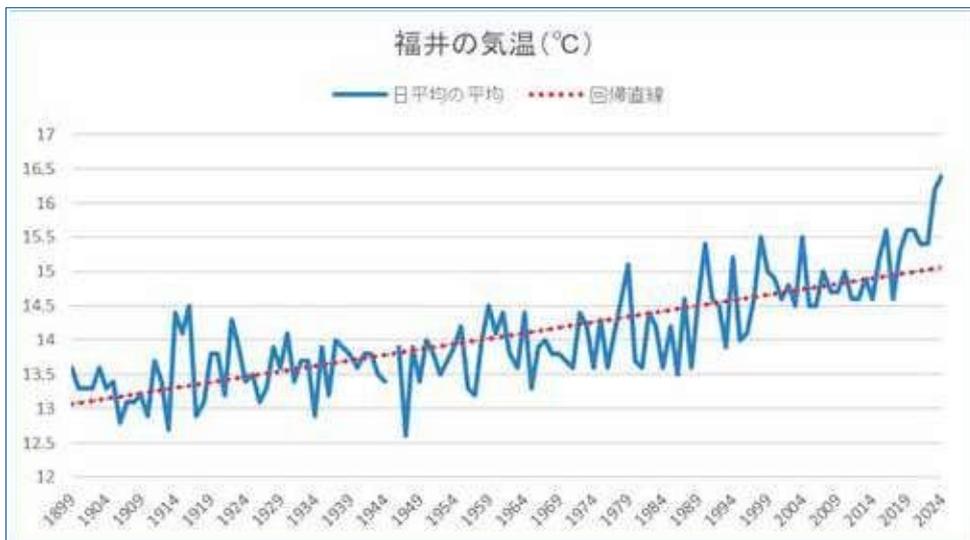
本市の自然環境は、越前海岸や一乗谷、足羽三山や足羽川など、豊かな自然を身近に感じることができ、その自然と人との関わりの中で「里地・里山」と呼ばれる地域が形成されてきました。しかし高齢化が進む中、これらの里地・里山も、その維持や管理が難しい状況となっています。

次に、都市構造をみると、本市の自家用乗用車の保有率は高く、移動手段を自動車に依存している傾向があります。また、都市周辺部に事業所や商業施設の立地が進み、郊外化の進展や公共交通利用者の減少が見られます。こうした状況により、自動車などによる環境負荷が増大するとともに、公共交通サービスの低下を招き、自動車を運転できない子どもや高齢者等にとって住みにくい都市となることが懸念されることから、公共交通の利便性向上など、地域特性に応じた交通環境の構築を進めています。

住宅事情については、全国平均と比べ、持ち家率が高い、一戸建て延べ床面積が広く部屋数が多いといった特徴があります。また、約6割の住宅が、全部または一部の窓に二重サッシや複層ガラスを使用しておらず^{※1}、省エネルギー対策に未対応であることも、各家庭で消費されるエネルギーが多くなることの一因となっていると考えられます。

気候については、局地的な集中豪雨が増加しており、地球温暖化の影響が懸念されています。令和5年には、福井地方気象台で観測史上初めて、猛暑日が年間30日を超えました。浸水や積雪の被害についてはこれまでも対策に取り組んできましたが、今後は高温対策を含め、気候変動への対応策を強化し、被害の軽減を図る取組が必要となっています。

※1 「令和5年住宅・土地統計調査」総務省



出典) 福井地方気象台観測データより作成

私たち一人ひとりが幸せや豊かさを実感できる生活を享受し、さらに将来世代にも継承していける「持続可能な社会」をつくるためには、本市の特性を踏まえながら、地球環境を意識して行動し、みんなで恵み豊かな自然や都市環境を保全・創造するまちづくりを進めていくことが求められています。

また、本市は、令和6年3月に北陸新幹線福井開業を迎え、観光やビジネス等で多くの注目を集めています。きれいな空気、潤いのある街並み、美しい自然環境などが守られた、持続可能なまちづくりを目指す「環境にやさしい福井市」を積極的にアピールしていかなければなりません。

第3章 理念

1 目指す環境像

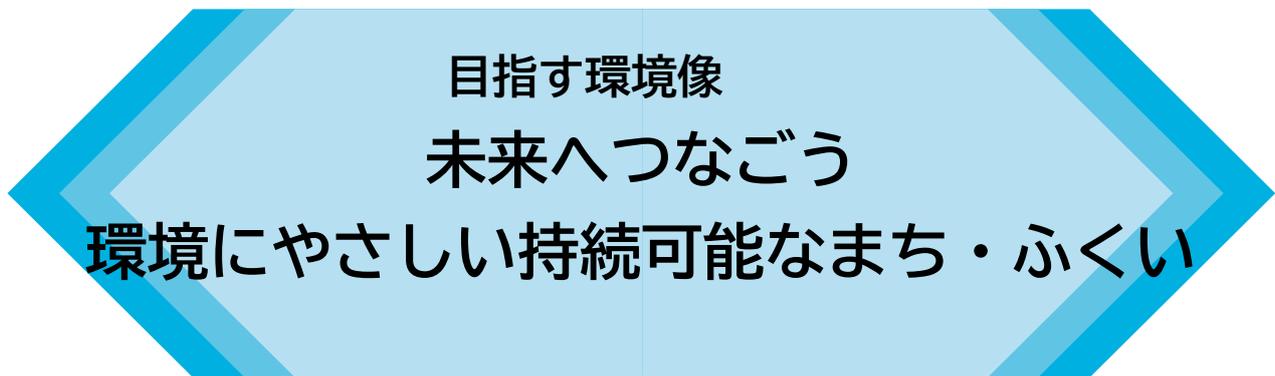
福井市は海や山に囲まれ、豊かな自然に恵まれた環境にあります。

しかし視野を地球規模に広げると、様々な環境問題が見えてきます。これは、これまで人間が快適さや便利さを求めて環境に多くの負荷をかけてきたことの結果でもあります。

私たち一人ひとりが人間も自然の中の一部であることを知り、地球規模の問題を意識した行動をとらなければなりません。その行動が、現在の福井の環境を守り育て、次の世代に残していくことに繋がります。

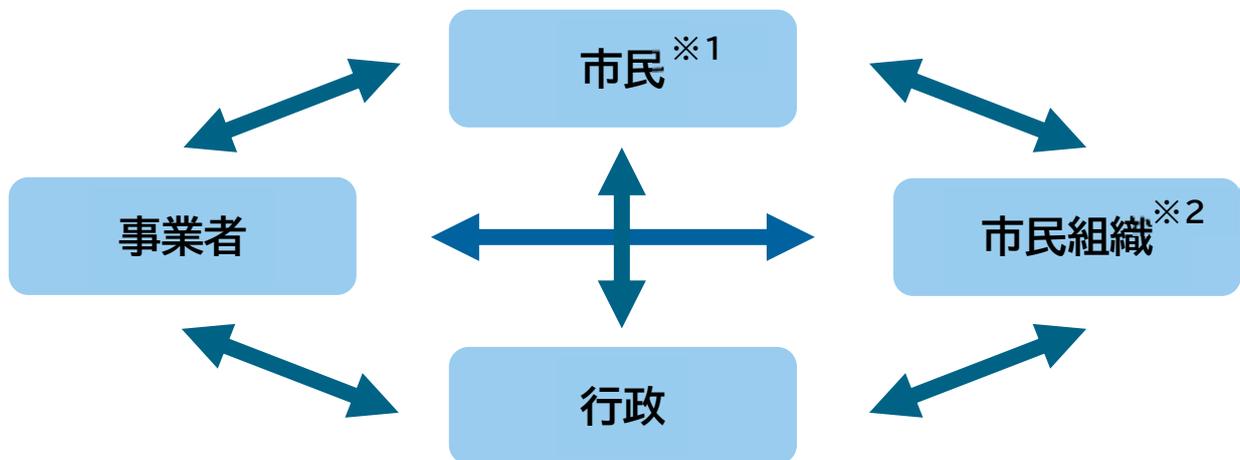
また、私たちの身近にある自然環境や、これを守り伝える人・市民組織・事業者などを、地域固有の資源として再認識し活用することが、「人と人」「地域と地域」が相互に支えあう持続可能なまちづくりに繋がります。

世界の人々や子孫に誇れる福井市であり続けるため、目指す環境像をここに掲げます。



目指す環境像を実現していく主役は、「誰か」ではなく「みんな」です。つまり、社会を形作っている様々な主体（市民・市民組織・事業者・行政）が、お互いに手を携えながら、パートナーシップにより実現していくものです。

目指す環境像は、実現することだけが目的ではなく、それを将来にわたって守り育てていくことこそが本当の目的であり、それは私たち全員の願いでもあります。



※1 市内における滞在者（通勤者、通学者、観光客など）を含める。

※2 NPO や自治会など公益的な活動を行うために組織された営利を目的としない団体を指す。

2 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

私たちの住む地球において、私たちの世代だけでなく、子や孫といった次の世代までが安全に繁栄するためには、今を生きる私たちがあらゆる活動で将来にわたる影響を考慮して行動する必要があります。

この行動（「持続可能な開発」）は、「環境」「経済」「社会」の3つの柱で構成されており、とりわけ「環境」は、他の「経済」「社会」の2つの柱を成り立たせる前提であり、基礎であるとされています。

人間社会と経済活動の持続のためには、地球環境の持続が必要不可欠なのです。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標） 「だれ一人取り残さない」



第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

平成 27 年に国連が採択した 2030 アジェンダは、「環境」「経済」「社会」に関わる 17 のゴールと、このゴールに関連した 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」を、世界共通の達成目標として掲げました。そして、SDGs のゴールを達成するためには、あらゆる関係主体のパートナーシップの促進が必要であると宣言しました。

本市においても、市民、市民組織、事業者など、あらゆる関係主体とのパートナーシップを促進し、「環境」という側面における個々の課題を解決することにより、あわせて「経済」「社会」といった複数の SDGs のゴールの達成に貢献 (マルチベネフィット) していくことを目指します。

●SDGs のゴールとマルチベネフィットの例

環境面

適切な森林の間伐



- ・土壌が豊かになる
- ・生物多様性の保全
- ・保水、土壌を支える機能の向上

社会・経済面

山や川の災害に
強いまち



<参考> SDGsの17のゴールと構造モデル

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図

右の図は、安定した「環境」が全ての根底にあり、その上に「社会・経済」活動があることをわかりやすく示したSDGsの構造モデルです。

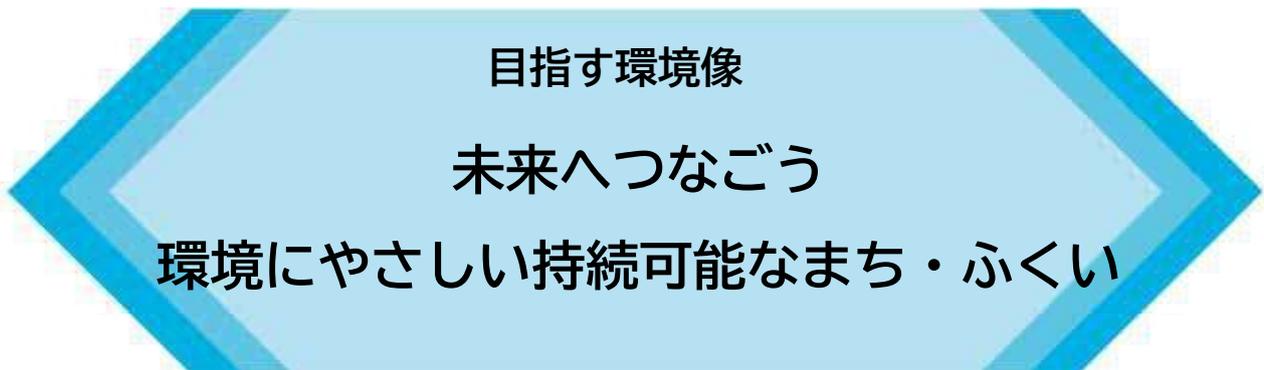
この三つの側面の目標を統合的に達成していくためには、パートナーシップの促進などのガバナンスが不可欠です。



資料：環境省環境研究総合推進費助成研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

3 基本方針

目指す環境像を実現するため、取組の方向である基本方針を定めます。



基本方針

1. ゼロカーボンシティを目指し、気候変動の影響に適応した社会づくりを進めます
2. 豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝えます
3. 快適な暮らしを守り、水と緑が豊かな都市環境を育みます
4. ごみを減らし、資源を大切にする循環型社会づくりを進めます
5. 市民・市民組織・事業者・行政が、共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進めます

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
地球温暖化・
エネルギー

第4章
自然環境

第4章
生活環境・
都市環境

第4章
廃棄物・
資源循環

第4章
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

1 ゼロカーボンシティを目指し、気候変動の影響に適応した社会づくりを進めます



温室効果ガスの排出を減らすには、家庭や事業所など身近な場所でエネルギーの利用を見直すとともに、再生可能エネルギーなどクリーンなエネルギーの利用を拡大していく必要があります。

脱炭素社会の実現に向け、環境負荷の少ない地域交通網の構築など環境に配慮したまちづくりを進めます。

また、気候変動の影響に対する適応策に取り組めます。

2 豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝えます



豊かな自然やそこに生息する多様な生き物を守り育て、将来に伝えていくためには、地域の自然との関わりを維持していくことが大切です。

市民をはじめ、事業者や市民組織等による環境の保全、再生活動や、自然と親しみふれあう活動を促進する取組を進めます。

3 快適な暮らしを守り、水と緑が豊かな都市環境を育みます



現在、本市においては、身近にある大気や水など、生活環境は良好な状態で保たれていますが、これからも快適な生活が守られなければなりません。

また、自然を活かした水と緑が豊かな都市環境を育み、潤いのある空間づくりに取り組めます。

4 ごみを減らし、資源を大切にす循環型社会づくりを進めます



3R（ごみの発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】）に加えて、「リニューアブル（再生可能な資源の活用）」にも取り組み、資源の有効活用と循環を推進します。

5 市民・市民組織・事業者・行政が、共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進めます



一人ひとりが、身近な環境活動が「持続可能な社会づくり」につながっているという広い視点を持って環境問題を学習し、自ら考え、行動できる人材を育成することが必要です。

あらゆる関係主体が互いに協力しあうパートナーシップにより、環境・経済・社会の総合的向上に貢献し、共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進めます。

第4章 目指す環境像の実現に向けて

ここまで、社会的背景や福井市の環境に関わる状況から導かれる「目指す環境像」と取組の方向性である「基本方針」を示しました。

この章では、目指す環境像「未来へつなごう 環境にやさしい持続可能なまち・ふくい」の実現に向けた基本方針ごとの「施策」と、各施策における「行政」、「市民」、「事業者」のそれぞれの具体的な取組内容を示しています。

なお、「市民組織」の取組は、組織の構成員は「市民」として、組織活動を行う場合は「事業者」としての取組とします。



第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
実現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策の体系

		基本方針	施策
未来へつなごう 環境にやさしい持続可能なまち・ふくい	地球温暖化・エネルギー	ゼロカーボンシティを目指し、気候変動の影響に適応した社会づくりを進めます 	施策① 暮らしや経済活動の脱炭素化推進 <ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備や再生可能 脱炭素につながる新「デコ活」の推進 地域の活性化につな ZEH、ZEBなど 市役所が率先して省
			施策② 脱炭素型まちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利便 ガソリン車から電動 歩行者・自転車利用
			施策③ 気候変動への適応策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防行動の啓 クーリングシelta 農作物に関して、高 浸水対策設備の導入
	自然環境	豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝えます 	施策① 自然環境の保全と再生 <ul style="list-style-type: none"> 市内の自然と生物の 希少生物や外来生物 環境負荷低減に向け 生物多様性や水源涵
			施策② 協働による里地・里山の利活用 <ul style="list-style-type: none"> 自然や生き物とふれ 市民や市民組織、事 守るための取組 企業による森林保全
	生活環境・都市環境	快適な暮らしを守り、水と緑が豊かな都市環境を育みます 	施策① 生活環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 大気等の環境情報の 汚水処理施設の適正 公害の未然防止のた 地域の清掃活動等へ
			施策② 協働により育む水と緑 <ul style="list-style-type: none"> ふれあえる水辺環境 まちなかにおける緑 河川や緑地の維持管 河川・公園等の協働
	廃棄物・資源循環	ごみを減らし、資源を大切にす循環型社会づくりを進めます 	施策① ごみの発生抑制と資源循環の推進 <ul style="list-style-type: none"> 3Rの促進（ごみの リニューアブル（再 事業活動の廃棄物の 廃棄物の適正処理（
	環境教育・環境学習	市民・市民組織・事業者・行政が、共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進めます 	施策① 環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「福井市環境学習プ 教職員による環境教 児童館などにおける 環境活動等の担い手
			施策② 多様な主体による環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> 環境講座や学習会の 環境学習会などへの 環境負荷を低減する 市民・事業者・行政 市民・事業者などと

- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境の実現に向けて
- 第4章 ① 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ② 自然環境
- 第4章 ③ 生活環境・都市環境
- 第4章 ④ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ⑤ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進

主な具体的取組	環境指標	現状 (R6)	目標 (R12)	マルチベネフィット
能エネルギーを利用した設備の普及促進 しい豊かな暮らしを創る国民運動	温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂ /年)	2,001 (R5速報値)	1,299以下	
がる再生可能エネルギーの導入促進 住宅や建物における省エネの普及促進 エネや創エネに取り組み、脱炭素を推進	年間エネルギー消費量 (TJ/年)	32,848 (R5速報値)	17,885.9以下	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	デコ活認知度 (%)	17.9 (R7年度)	50	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
性向上と利用促進 車 (HV, PHEV, EV, FCEV) への転換促進 者が移動しやすい環境の整備	公共交通機関の乗車人数 (万人/年)	872	914	
発 一 (指定暑熱避難施設) の指定・運用 温耐性品種や高温適応技術の導入支援 推進	熱中症による救急搬送者数 (人)	183 (R4~R6平均)	減少を目指す	
調査と併せて観察会や保全活動を実施 に関する情報の収集 た農業に取り組む農業者の支援 養機能などに配慮した適切な森林整備	福井市の優れた自然の調査・観察会等 開催数 (回)	-	15	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに
	間伐面積 (除伐面積含む) (ha)	1,462	2,100	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
あう活動の実施 業者など多様な主体と協働した生態系を 活動や自然再生活動の促進	足羽山自然学習講座開催数 (回)	-	10	
	市民による生物植物調査報告件数 (件)	-	250	
収集と提供 管理 めの取組 の参加、協力	大気、水質 (河川・海域) における 環境基準達成率 (%)	100	100	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
	大気、水質等におけるダイオキシン類 の環境基準達成率 (%)	100	100	14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう
	有害大気汚染物質の環境基準達成率 (%)	100	100	
の保全・継承 の活用 理 による美化活動の推進	都市環境美化活動団体数 (河川・公園 等) (団体)	90	108	
発生抑制・再使用・再生利用) 生可能な資源の活用) の浸透 減量化と資源化 プラスチック資源の一括回収など)	市民1人1日あたりのごみ排出量 (g)	804	780以下 (R10年度)	1 貧困をなくそう 2 気候をゼロに
	燃やせるごみへの資源物混入率 (%)	19	19以下 (R10年度)	11 住み続けられるまちづくりを
	ふくい [®] エコ事業所登録数 (社)	77	100 (R10年度)	
「プログラム」の実施 育への支援 環境教育活動の推進 の育成	福井市環境学習プログラム取組校 (校)	市立 全小中学校	市立 全小中学校	3 すべての人に健康と福祉を 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
開催 講師派遣、参加、協力 取組を実施している事業者などの広報 など、あらゆる関係主体間の連携強化 協働した環境学習等の実施、参加、協力	環境学習会参加者数 (計画期間累計) (人)	9,223	11,000	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
	市民・事業者・行政などが協働した環 境取組数 (回/年)	19	25	13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう

- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境像の表現に向けて
- 第4章 ① 地球温暖化、エネルギー
- 第4章 ② 自然環境
- 第4章 ③ 生活環境・都市環境
- 第4章 ④ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ⑤ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進



現状と課題

■福井市における温室効果ガス排出量とエネルギー消費

地球温暖化問題は、世界規模で喫緊の課題となっており、本市においても、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす取組が強く求められています。

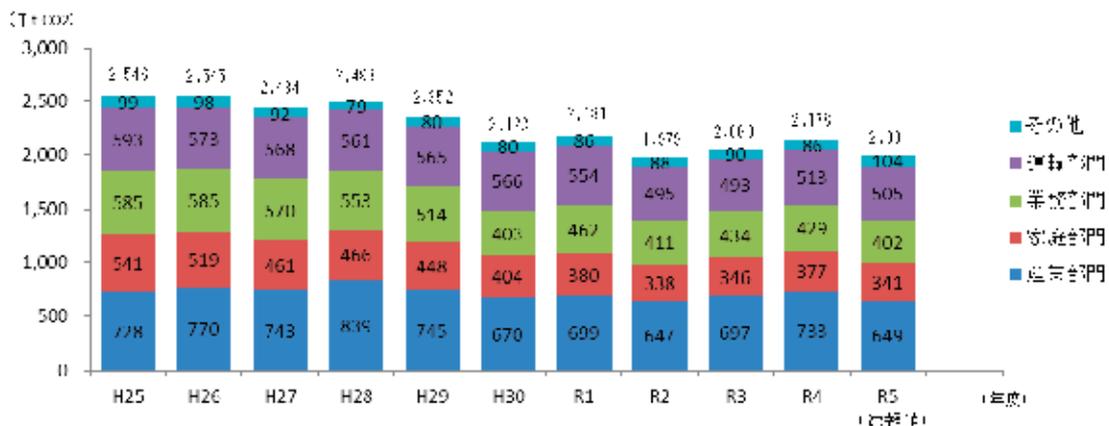
温室効果ガスの代表的なものは二酸化炭素で、主に化石燃料（石炭、石油、天然ガスなど）を燃焼させると発生します。

私たちの生活に不可欠な電気などのエネルギーを作るには、大量の化石燃料が使われており、大量の二酸化炭素が排出されています。また、自動車の利用でも、化石燃料であるガソリンを燃焼させるので二酸化炭素が発生します。

本市の温室効果ガスの総排出量は減少傾向にあり、国が排出量削減の基準年度としている平成25年（2013年）度と比較すると、令和5年（2023年）度には約21%が削減されました。

その内訳を部門別にみると、令和5年度では民生部門（家庭・業務・その他）からの排出量が最も多く（42.4%）、次いで産業部門（32.4%）、運輸部門（25.2%）となっています。

また、民生部門（家電製品等の使用）、運輸部門（自動車や鉄道の利用）における排出量の比率が、全国と比較して大きい傾向にあります。^{※1}



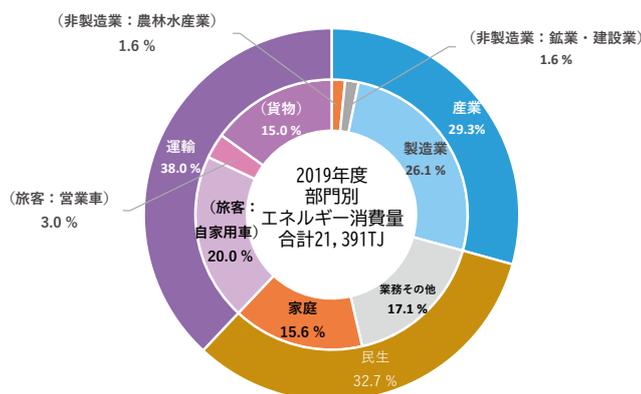
出典) 福井市「市域における温室効果ガス排出量」(平成25年～令和5年速報値)

※1 「自治体排出量カルテ」環境省

部門・分野別 CO₂ 排出量構成比の比較 令和5年度全国平均：産業部門 46%、民生部門（業務その他・家庭）32%、運輸部門 20%

次に、エネルギー消費の状況を部門別に見ると、運輸部門が最も多く(38.0%)、次いで民生部門(32.7%)、産業部門(29.3%)となっています。

このうち、私たちの生活に直接関係する分野として、民生部門の「家庭」と運輸部門の「旅客：自家用車」を合わせると、エネルギー消費量全体の35.6%を占めています。



出典) 福井市「福井市脱炭素アクションプラン」

「家庭」で使われているエネルギー種別は、約8割^{※2}が電気によるものです。

本市における1世帯当たり1年間の電気購入数量(令和3年~令和5年平均)は、7,960.7kWhと、都道府県庁所在市別ランキングで1位となっています。本市では、住宅の平均延べ床面積の広さで都道府県別で2位、部屋数の多さで3位、世帯人員も都道府県別で2位と多く、このことが照明やエアコン等によるエネルギー消費量が多くなる要因にもなっていると考えられます。また、全体の約6割の住宅では、二重サッシや複層ガラスといった断熱対策が不十分であり^{※3}、断熱性の低い住宅では、冷暖房の効率が下がるため、夏季・冬季の電力使用量増加の一因となっていると考えられます。

近年、太陽光や風力といった再生可能エネルギーは、発電時に二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーとして注目されています。国の電力買取制度の後押しもあり、住宅用太陽光発電設備の導入は着実に進展しており、全国平均の普及率は11.7%^{※4}となっています。しかし、本市での普及率^{※5}は令和7年3月末時点で約8.2%で、全国平均を下回っており、さらなる導入促進が課題となっています。

1世帯当たり1年間の電気購入数量ランキング

順位	都市名	電気購入数量(kWh)
1位	福井市	7,960.7
2位	富山市	7,489.6
3位	金沢市	7,299.2
⋮	⋮	⋮
全国平均		4,818.1

出典) 総務省「家計調査」(令和3年~令和5年平均)

- ※2 福井市 令和3年度の区域における温室効果ガス排出量(区域施策編)集計
- ※3 「令和5年住宅・土地統計調査」総務省
- ※4 令和5年度 家庭部門のCO₂排出実態統計調査(確報値)
- ※5 累計導入件数(経済産業省 資源エネルギー庁 情報公開用ウェブサイト) / 一戸建て軒数(「令和5年住宅・土地統計調査」総務省)

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

1 住宅当たり延べ面積

順位	都道府県	延べ面積 (㎡)
1位	富山県	138.77
2位	福井県	135.66
3位	山形県	132.98
⋮	⋮	⋮
全国平均		90.86

1 住宅当たり居住室数

順位	都道府県	居住室数 (室)
1位	富山県	5.74
2位	山形県	5.56
3位	福井県	5.52
⋮	⋮	⋮
全国平均		4.26

出典) 総務省「令和5年 住宅・土地統計調査」※二人以上の世帯を対象

運輸部門の温室効果ガス排出量のほとんどは自動車(自家用・業務用)によるものです^{※2}に同じ。本市は1世帯あたりの自家用自動車の保有台数が1.642台(令和6年3月末現在)と全国平均の1.016台に比べて非常に高くなっていることから、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量も多くなっていると考えられます。

一方で、ハイブリッド車や電気自動車など「次世代自動車」の普及も進んでいます。令和3年には、福井市灯明寺に県内初となる商用水素ステーションが開設されたことに伴い、水素を燃料とする燃料電池自動車が市内で販売開始となりました。ガソリン車に代わるこれらの次世代自動車について、家庭や事業所での今後のさらなる普及が期待されています。

また、トラック輸送が主な手段となっている物流については、距離が長いほど温室効果ガスが排出されるため、産地から消費地までの距離が近いことは温暖化防止(低炭素物流)につながります。

福井県が行った「第2回福井県地産地消率状況調査」(平成23年度)によると、生産されたものの内、県内向けに出荷されるものは約71%と高い割合となっています。地域内の物質循環や鮮度といった点からも有利な、低炭素物流を実現できる「地産地消」という考え方が、広く市民に浸透することが大切です。

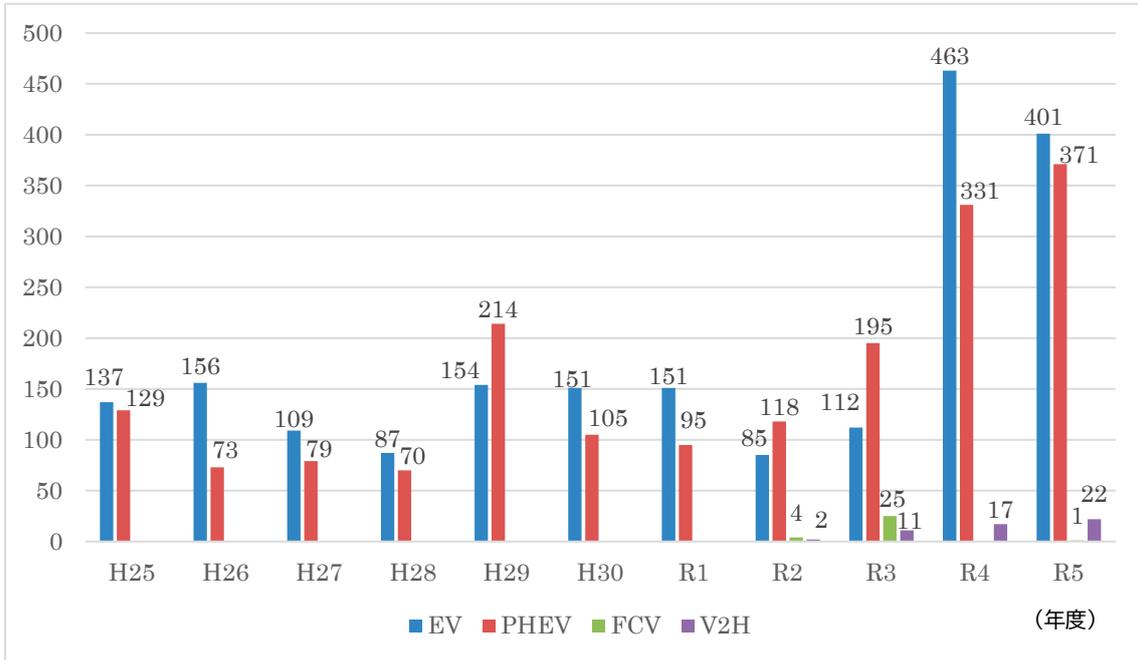
1世帯当たりの自家用乗用車の保有台数(軽自動車を含む)

順位	都市	1世帯当たり保有台数(台)
1位	筑西市(茨城県)	1.761
2位	伊勢崎市(群馬県)	1.663
⋮	⋮	⋮
6位	福井市	1.642
⋮	⋮	⋮
全国平均		1.016

出典) 一般財団法人 自動車検査登録情報協会「都市別の自家用乗用車の普及状況」

(令和6年3月末現在)

福井県内における電動車等（EV・PHV・FCV）・V2H 補助交付台数



出典) 次世代自動車振興センターより

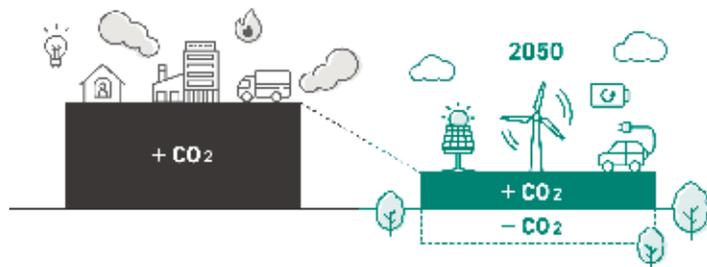
■福井市における地球温暖化対策の取組

本市は、令和3年3月に、令和32年（2050年）の「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。人為的な温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、市域での排出量を実質ゼロにすることを目指します。

この目標の達成に向けて、令和6年度に、本市の中長期的な脱炭素の指針となる「地球温暖化対策実行計画 福井市脱炭素アクションプラン」（地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編））を策定しました。

同プランでは、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の現状、将来推計などを行い、市民生活のあらゆる分野で脱炭素の取組を着実に進めるための取組方針を整理しました。また、本市の特性に沿った施策を3つ、令和12年（2030年）までの重点施策^{※1}として設定しました。

本市の温室効果ガス排出量のうち、民生部門が全体の42.4%を占めており、その多くは家庭で使用される電力に由来しています。さらに、運輸部門においても、エネルギー消費の約半数が自家用車によるものであり、これも家庭に起因する排出とみなすことができます。



カーボンニュートラルのイメージ

出典) 脱炭素ポータルサイト（環境省）

こうした状況を踏まえると、家庭における電力使用や自家用車の利用を見直すこと

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
地球温暖化・
エネルギー
①

第4章
自然環境
②

第4章
生活環境・
都市環境
③

第4章
廃棄物・
資源循環
④

第4章
環境教育・
環境学習
⑤

第5章
計画の推進

が、本市の温室効果ガス排出量の削減に向けて重要な取り組みとなります。

このため本市では、国・自治体・企業・団体等が連携し、国民や消費者の行動変容・ライフスタイル転換を後押しする新しい国民運動「デコ活^{※2}」に賛同し、推進しています。環境フェアや環境講座などの参加体験型の企画を通して、市民一人ひとりによる家庭での省エネ行動の普及や、地域交通の利用促進を図るとともに、本市の特性（家庭での電気使用量が多い、世帯当たりの自動車保有台数が多い、地産地消率が高い）を踏まえた啓発活動に力を入れています。また、家庭向け太陽光発電設備の普及を促進するなど、再生可能エネルギーの使用割合を高め、環境負荷を低減しながら賢く電気を使用していくことを推進しています。

家庭で『いますぐできること』『機会をとらえてできること』アクション例



出典) 福井市『地球温暖化対策実行計画 福井市脱炭素アクションプラン』

事業者に向けては、事業者間の連携を深め、事業所での省エネ活動について意見を交換し、環境意識の向上を図ることを目的とした企業交流会を開催しているほか、本市の大部分を占める中小企業の脱炭素化を支援しています。

さらに、温室効果ガスの排出削減に取り組む事業者が、その成果を「環境価値」として可視化・活用できるよう、J-クレジット制度などの活用促進にも取り組みます。J-クレジット制度は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入などによって削減・吸収された温室効果ガスの量を「クレジット」として認証する仕組みです。この制度を活用することで、企業の環境貢献の見える化や、事業者が「環境価値」を創出する他の団体や事業者に対し経済的支援を行うことを可能とし、さらには地域経済の活性化にもつながります。

本市では、こうした環境価値の創出と流通を支援することで、地域全体の脱炭素化と経済成長の両立を目指します。

※1 福井市脱炭素アクションプランにおける重点施策：「全国高水準にある家庭での電気使用量の低減」「意欲ある企業の『脱炭素×経済成長』の後押し」「ごみから生み出す電気の有効活用と『ごみ×環境取組』好循環モデルの構築」

※2 環境省「二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉」

■脱炭素型まちづくりと公共交通

世帯あたりの自家用車の保有台数が多い本市では、自動車から公共交通利用へ、可能な限り移動手段を転換していくことも大切です。

二酸化炭素の排出量が少ない公共交通機関の利用促進を図るために、サイクルアンドライド事業のほか、Ma a S[※]やキャッシュレス決済の導入など公共交通の利便性向上に向けた様々な取組を進めています。また、路線バスのEV（電気自動車）化にも取り組んでいます。

地域鉄道・路線バスにおいては、福井駅周辺整備にあわせて、平成28年3月に福井駅西口交通広場内へ福井鉄道電車停留場を移設し、路線バスなどの総合的な乗車場を整備したことで、鉄道やバスへの乗り換えにかかる距離と時間が短縮され、利用しやすい公共交通機関となりました。さらに、同年に福井鉄道とえちぜん鉄道の利便性の向上を図るため、福井鉄道福武線とえちぜん鉄道三国芦原線の相互乗り入れが田原町駅を結節点として行われています。また、北陸新幹線福井開業に合わせ、西口交通広場に生活バス路線、東口交通広場に観光バスや高速バスを集約し、利便性の向上が図られています。

まちづくり分野においては、居住や必要な都市機能の適正な誘導を図ることで、人口減少の中でも一定の人口密度を維持しながらコンパクトなまちづくりと公共交通の確保を図り、持続可能な都市づくりを進めています。あわせて、地域拠点を中心とした乗合タクシーや地域バスの運行など、地域の実情に合った地域公共交通サービスの提供を進めています。

※ Mobility As A Service :

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス

田原町駅



EVバス（すまいるバス）



第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

■市の事務・事業における温室効果ガス排出量削減目標

福井市役所では、一事業所として、事務及び事業によって排出される温室効果ガスの削減に努めています。

日々の業務において、省エネルギー・省資源化、環境負荷を少なくする施設利用、廃棄物の減量化やリサイクルを推進するとともに、職員の環境意識の向上を図り、徒歩や自転車、公共交通機関による通勤を促進しています。

特に、市有施設の整備については、2030年までに、既設照明のLED化や、設置可能な建築物への太陽光発電設備の導入を推進しています。

施設整備の一例として、令和6年度にリニューアルオープンした市立図書館では、消費する年間の一次エネルギーの収支が従来比で50%以下となる、環境性能の高い建物である「ZEB Ready」を実現しました。

また、市全域の公園灯については令和5年度にLED化が完了しています。

さらに、公民館や小学校などの屋根に太陽光発電設備を設置しているほか、廃棄物の焼却熱や下水処理で発生する消化ガスを活用した発電設備を導入しています。

これらの取組により、市の事務・事業における温室効果ガス排出量を、令和8年度から令和12年度までに、令和6年度と比べて24%削減を目指します。

項目	基準年度 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度)
エネルギー使用量 (熱量換算GJ)	612,134	411,855以下
温室効果ガスの総排出量 (t-CO ₂)	53,280	40,235

今後も、福井市役所自ら率先して温暖化対策に取り組むことで、地域の事業者や市民の模範となることを目指します。

■気候変動の影響への適応

気候変動の影響については、熱中症や、大雨に伴う土砂災害・水害のリスクの増加、高温による農作物への影響、水温上昇による水産物への影響などが懸念されています。今後も、すでに起こっている気候変動の影響は、農業、水資源、健康、自然植生など各種分野において避けられないとされていることから、影響に対する予防的な対策や、悪影響を低減するための備えが必要です。

国は、令和5年度に「気候変動適応法」を改正し、増大する熱中症リスクに対して指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置を盛り込むなどして、熱中症対策を強化しました。

本市では、令和6年度に熱中症から身を守る休憩所として図書館など公共施設や、郵便局、商業施設などをクーリングシェルターとして指定したほか、農業分野における高温対策や、浸水による被害を軽減する対策を進めています。

令和6年9月11日には県内7箇所の観測地点で最高気温が35℃を超える猛暑が観測され、9月中旬の猛暑日としては85年ぶりとなるなど、気候変動の影響は市民生活にも影響を及ぼしており、「備え」の重要性が増しています。

課 題

地球温暖化の問題は、豪雨災害の発生頻度や熱中症リスクの増大など、わたしたち一人ひとりの生活と無関係ではありません。

2050年のゼロカーボンシティ実現のためには、まずは、わたしたち自身が「自分ごと」として環境に配慮したライフスタイルへと転換し、家庭や事業所などにおいて省エネルギーに取り組む必要があります。特に本市は1世帯当たりの電気購入数量や自家用乗用車保有台数が高い傾向があり、地域特性に応じて賢く省エネルギー・創エネルギーに取り組む必要があります。

また、水素や国産太陽光電池ペロブスカイトなど、現在も研究が進められている新たなエネルギー技術の導入と利活用についても検討を進めていく必要があります。さらに、現在起こっている気候変動への影響が避けられないことに備えて、予防的な対策や悪影響の低減等の備えに取り組む必要があります。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策① 暮らしや経済活動の脱炭素化推進

脱炭素社会への転換のために、温暖化対策の分野別計画である「福井市脱炭素アクションプラン」に定めた施策を推進し、住宅や事業所等における省エネ・省資源の取組を推進するとともに、太陽光などの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

行政の取組

- 省エネ・省資源に繋がる機器や、再生可能エネルギーを利用した設備など、環境に配慮した設備等の普及を促進する。
- 「ZEH」※1や「ZEB」※2などのエネルギー高効率住宅・建物や、エネルギー使用を効率的に管理するシステムの普及を促進する。
- 本市の暮らしの特色を踏まえ、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の普及啓発を進める。
- 低炭素物流を実現できる「地産地消」を推進する。
- 省エネ化や環境関連の革新的技術の事業化のために設備を導入する中小企業を支援する。
- 地域の活性化につながる風力発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を促進する。
- 市役所も一事業所として、率先して事業活動における省エネ・省資源に取り組み、市有施設群の脱炭素化を推進する。
- 職員研修を実施し、環境取組を推進する人材育成に取り組む。

※1・2 高効率なシステムや再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した住宅（net Zero Energy House：ゼッチ）や建物（net Zero Energy Building：ゼブ）のこと

市民の取組

- 省エネ性能の高い製品やサービスを優先的に選択し、効率の良い使用を心掛ける。
- 住まいを新築したり改築したりするときには、ZEHなどのエネルギー高効率住宅の購入の検討や、壁や窓などの高断熱化、再生可能エネルギー設備の導入などに努める。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す場所の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

事業者の取組

- 事業活動の省エネ・省資源に取り組む。
- 「省エネ診断」を受診する等、事業所での使用エネルギーの「見える化」に努める。
- 事業所や社屋を新築したり改築したりするときには、ZEB化の検討や、壁や窓などの高断熱化、再生可能エネルギー設備の導入などに努める。

製造業

- 生産から廃棄までの全過程を通じて環境負荷の少ない製品の開発や製造に努める。
- 消費者が環境に配慮した製品を選べるように、原材料や産地などの環境情報の表示に努める。

小売業

- 省エネや省資源に優れた商品の普及に努める。
- 消費者が環境に配慮した商品を選べるように、省エネ性能や原材料・産地など、環境情報の表示や説明に努める。

エネルギー供給業

- 自ら太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギー設備の導入に努める。
- 省エネ機器を積極的に啓発するなど、省エネ機器の普及拡大に努める。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策② 脱炭素型まちづくりの推進

徒歩や自転車、公共交通機関を移動の中心とした環境負荷の少ない交通環境整備を進めるとともに、次世代自動車など、ガソリン自動車よりも環境負荷が少ない乗り物への利用転換を促進します。

行政の取組

- 運賃のキャッシュレス化や公共交通機関のシームレス化（MaaSの導入等）を推進し、公共交通機関の利便性の向上に取り組むとともに、持続的な運行支援を図る。
- 交通事業者等と連携して、市民や観光客のニーズに対応したわかりやすく便利な公共交通環境の整備を進める。
- ガソリン自動車から環境にやさしい乗り物や公共交通機関への利用転換の促進を図る。
- 市役所も一事業所として、事業活動ではできるだけ徒歩、自転車、公共交通機関の利用を心がけ、自動車による移動が必要な場合にはエコドライブに努める。
- 排気ガスによる環境負荷を少なくするため、電気自動車などの次世代自動車や低燃費車両の導入に努める。
- 公共交通機関を活かした、歩いて暮らせるまちづくりを進める。

市民の取組

- 自動車の使用をできるだけ控え、徒歩や自転車による移動、電車やバスなどの公共交通機関の利用を心がけるとともに、自動車による移動が必要な場合にはエコドライブに努める。
- 自動車を購入する際は、排気ガスによる環境負荷を少なくするため、電気自動車などの次世代自動車や低燃費車両を選ぶように努める。
- 宅配ボックスを設置するなど、荷物の再配達防止に努める。
- 地元産の商品など、生産地からの距離が短く輸送に必要なエネルギーが少ない商品を選ぶように心がける。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

事業者の取組

- 事業活動において、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関の利用に心がけるとともに、自動車による移動が必要な場合にはエコドライブに努める。
- 事業活動で使用する自動車は、排気ガスによる環境負荷を少なくするため、電気自動車などの次世代自動車や低燃費・低排出ガスの車両を導入するように努める。
- 地産地消を推進し、配送距離を短くすることで二酸化炭素排出量を減らすよう努める。

小売業

- 地元産の商品など環境に配慮した商品の普及に努める。

運輸業・旅客業

- 鉄道・バス事業者は、公共交通機関の利用を促進するため、パークアンドライド用の駐車場やサイクルアンドライド用の駐輪場を設けるなど、利便性の向上に努める。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策③ 気候変動への適応策の推進

地球温暖化による悪影響を防止するため、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」に加え、既に発生している気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する被害の回避・軽減に取り組みます。

行政の取組

- 熱中症による健康被害を防止するため、市内の公共施設・民間施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定・運用する。
- 高齢者等に対し、適切なエアコン使用やこまめな水分摂取など熱中症予防行動の呼びかけを行う。
- 農作物の高温障害等を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種の情報提供を行う。
- 近年、頻発している大雪や猛暑などの災害級の異常気象に対応するための農業設備の整備に対し支援する。
- 雨水タンクや止水板、雨水流出抑制施設など浸水被害を軽減するための設備の整備を進める。

市民の取組

- 室温の上昇を抑えるため、遮熱カーテンやグリーンカーテン（植物で日差しを遮る）の設置に努める。
- 熱中症の予防のため、こまめな水分補給、帽子・日傘の使用を心がける。
- 居住地のハザードマップや避難場所・避難経路を日頃から確認する。

事業者の取組

- 従業員に対して、熱中症対策の教育や、冷却設備や装備の導入に努める。
- 営業地のハザードマップや避難場所・避難経路を日頃から確認し、事業所内で共有する。

農業

- 農作物の高温障害対策や、新しい気候条件に適応した品種、栽培方法等の導入に努める。

小売業

- 施設で熱中症対策に取り組み、市と協働してクーリングシェルターを運用するよう努める。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

重点的取組

「デコ活」普及啓発事業

温室効果ガスの排出量を減らし、脱炭素社会への転換を図るため、本市は平成 29 年 4 月に地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策とともに快適な暮らしにつながる「かしこい選択」の普及啓発を進めてきました。

令和 3 年度に、国は 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標を掲げ、この実現に向けて、国・自治体・企業・団体等が連携し、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を後押しするための新しい国民運動を立ち上げました。これが「デコ活」です。

本市においても、引き続き「デコ活」に賛同し、特に「家庭での電気使用量が多い」「世帯あたりの自動車保有台数が多い」「地産地消率が高い」などの本市の特色を踏まえて、福井らしい暮らしの中で何ができるのかを考え、生活の基盤である「家族」をテーマに様々な世代や属性の方々に向けた取組を展開します。

環境にやさしい好循環モデル構築事業

地球温暖化対策を継続的に進めていくためには、持続可能な取組を支える仕組みづくりが重要です。

国は、省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備の導入、森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット（数値）」として認証する制度を運営しており、この制度により創出されたクレジットを「J-クレジット」と呼びます。

J-クレジットを創出した事業者は、そのクレジットの活用を通じて地球温暖化対策への積極的な取組をPRしたり、他の事業者に売却することで売却益を得ることができます。また、J-クレジットを購入した事業者は、自らの温室効果ガス排出量と相殺（オフセット）したり、クレジット購入を通じて他の事業者の取組を経済的に支援することが可能となります。

本市では、再生可能エネルギー発電設備や省エネ設備の導入を進め、発生する温室効果ガス削減量を率先してJ-クレジットとして認証・活用し、次の地球温暖化対策につなげます。さらに、その成果を広く発信することで、市内企業や団体によるJ-クレジット制度の活用や脱炭素の取組拡大を促します。

このような「環境にやさしい取組を進め、その成果でさらに新しい取組を生み出す」好循環モデルの構築を進めます。

第 1 章
はじめに

第 2 章
社会的背景

第 3 章
理念

第 4 章
目指す環境像の
表現に向けて

第 4 章
①
地球温暖化・
エネルギー

第 4 章
②
自然環境

第 4 章
③
生活環境・
都市環境

第 4 章
④
産業物・
資源循環

第 4 章
⑤
環境教育・
環境学習

第 5 章
計画の推進

環境指標

	項目	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
施策① 暮らしや経済活動の脱炭素化推進	福井市における温室効果ガス排出量	千t-CO ₂ /年	2,001 (R5 速報値)	1,299 以下
	年間エネルギー消費量	TJ/年	32,848 (R5 速報値)	17,885.9 以下
	デコ活認知度	%	17.9 (R7 年度)	50
施策② 脱炭素型まちづくりの推進	公共交通機関の乗車人数	万人/年	872	914
施策③ 気候変動への適応策の推進	熱中症による救急搬送者数	人	183 (R4~R6 平均)	減少を目指す

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
実現に向けて

第4章 ①
地球温暖化・
エネルギー

第4章 ②
自然環境

第4章 ③
生活環境・
都市環境

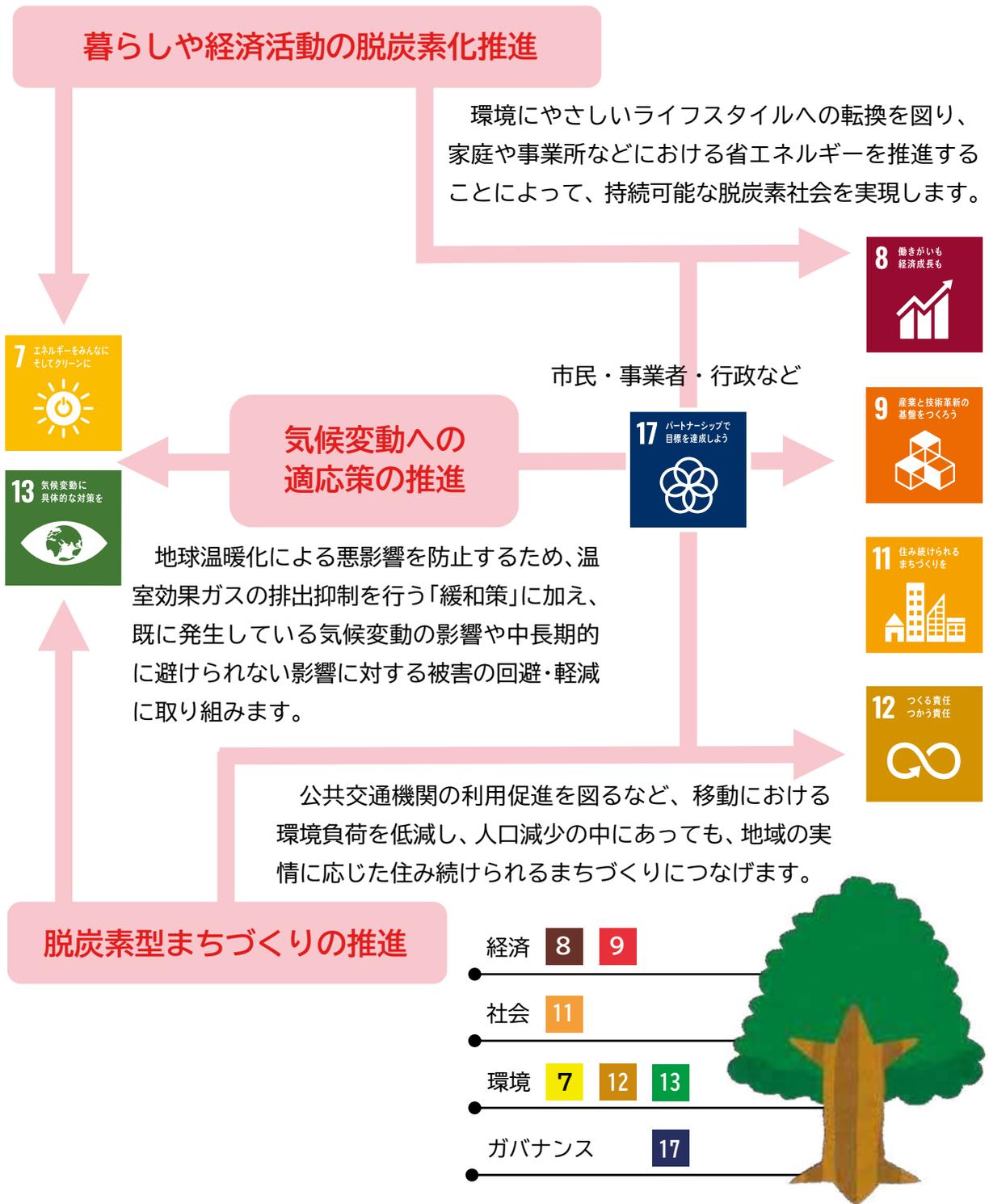
第4章 ④
廃棄物・
資源循環

第4章 ⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

SDGsのゴールとマルチベネフィット

温室効果ガスの排出量を減らし、環境負荷の少ない交通環境を構築することで、SDGsのゴール「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13 気候変動に具体的な対策を」を達成します。あわせて、SDGsのゴール「8」「9」「11」「12」の達成にも同時に貢献し、持続可能なまちづくりにつなげます。



- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境像の表現に向けて
- 第4章 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ①
- 第4章 自然環境
- 第4章 ②
- 第4章 ③
- 第4章 ④
- 第4章 ⑤
- 第5章 計画の推進



現状と課題

福井市は、海や山など豊かな自然に恵まれています。市域のほぼ7割を占めている森林や農地、九頭竜川をはじめとする大小の河川や、越前加賀海岸国定公園に指定されている海岸を含む海など、本市特有の風土が、生物の生息・生育環境と生物多様性を支えています。

しかし、これまで私たちの生活を支えてきた、これらの豊かな自然環境が、主に人間活動によって失われようとしています。

そのひとつが、“将来に伝えたい福井市の自然”として市民がイメージする「里地・里山」地域です。

「里地・里山」は、人里から遠い奥山と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、長い歴史の中で農林作業や人々の暮らしに伴うさまざまな働きかけを通じて形成されてきました。

食料や木材などの自然資源の供給、良好な景観、水源涵養や国土保全など、多面的な機能を持つ環境が人とのかかわりの中で維持されており、身近な自然とのふれあいの場、環境学習のフィールドとしても大切な地域となっています。

しかし近年、多くの農山村で人口減少や高齢化が進むことで、技術の継承が廃れるとともに、薪や炭の需要が減少した結果、森林が管理されずに放置されるなど適切な利用や管理が行われず、里地・里山の形成・維持が困難になっています。

里地・里山の荒廃や消失が進むことにより、森林周辺部ではイノシシやニホンジカによる農作物への被害が発生し、市街地においてもエサを求めてクマが出没するなど、生活環境への被害が増加しています。

オオクチバス、オオハンゴンソウなどとの競合による在来種の減少や、平成26年に本市でも確認された毒を持つセアカゴケグモなど、外来生物（外来動植物）による脅威も問題になっています。人間活動により、野生生物本来の移動能力を越えて、他の地域から持ち込まれた外来生物は、地域固有の生物相や生態系を変えるとともに、人に直接危害を与えるおそれもあります。他県で果樹やサクラに大きな被害を及ぼしているクビアカツヤカミキリが福井県に侵入することも懸念されています。このカミキリが本市に侵入・定着した場合には足羽川の桜並木にも甚大な被害を及ぼすおそれがあり、早期発見により侵入・定着を防ぐことが必要です。

こうした中、市内各所では地域住民が主体となり、将来にわたって自然環境が守られていくことを目指してさまざまな取組が行われています。

- はじめに
- 第1章
- 社会的背景 第2章
- 理念 第3章
- 目指す地域のありかた 第4章
- 地球温暖化・エネルギー 第4章 ①
- 自然環境 第4章 ②
- 生活環境・都市環境 第4章 ③
- 産業物・資源循環 第4章 ④
- 環境教育・環境学習 第4章 ⑤
- 計画の推進 第5章

平成 26 年に福井市環境推進会議は、パンフレット『守り伝えたい福井市の優れた自然』を作成し、自然環境を楽しむことができる地点 14 箇所を選定し、毎年、保全活動や観察会を行っています。

特に、足羽山をはじめとする足羽三山では、『福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016』に記載され、本市の天然記念物に指定されているギフチョウが生息しており、都市部に残された貴重な自然環境を守るため、雑木林の再生に取り組んできました。また、鶉地区においては、絶滅危惧種であるコウノトリの飛来と繁殖を目指して、地域住民による巣塔建設や餌場としての休耕田整備などの取組が進められています。

豊かな自然に育まれた多様な生態系の働きは、生活に欠かすことのできない水や食料、木材、繊維などを生み出すとともに、本市固有の財産として多様な文化を育む源泉にもなっています。

安全で豊かな暮らしの基礎ともいえるこれらの自然環境を守り育むために、現在ある自然環境の保全と再生に取り組むことはもとより、本市の優れた自然を通して四季の自然に触れ、学び、体験する機会の充実を図りながら、後世に残していく担い手づくりに取り組めます。

福井市のすばらしい自然コンテスト 最優秀作品



令和3年度 二ツ屋町『木々の隙間から見る武周ヶ池』



令和4年度 高田町『神の宿る場所』



令和5年度 松蔭町『亀島の夜』



令和6年度 下市町『雲海の朝』

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

「守り伝えたい福井市の優れた自然」 14箇所のマップ



MAP①足羽山		MAP②八幡山	
守り育てたい生き物	ギフチョウ	守り育てたい生き物	イロハモミジ
	足羽神社のしだれ桜／カタクリの蜜を吸うギフチョウ		秋の紅葉
			

- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境の実現に向けて
- 第4章 ① 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ② 自然環境
- 第4章 ③ 生活環境・都市環境
- 第4章 ④ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ⑤ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進



MAP③一乗谷		MAP④下市山	
守り育てたい生き物	ゲンジボタル	守り育てたい生き物	カタクリ
 <p>一乗谷川／ゲンジボタル</p> 	 <p>みくりや清水登り口／カタクリの群生</p> 		

- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境後の表現に向けて
- 第4章 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ① 自然環境
- 第4章 ②
- 第4章 ③ 生活環境・都市環境
- 第4章 ④ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ⑤ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進

MAP⑤足羽川		MAP⑥味見河内	
守り育てたい生き物	オシドリ	守り育てたい生き物	ヒメボタル
 <p>足羽川中流からの夜桜／オシドリ</p>		 <p>上味見地区の里地・里山／ヒメボタル</p>	
			

MAP⑦安居地区		MAP③三里浜	
守り育てたい生き物	ハッチョウトンボ	守り育てたい生き物	ハマナス
 <p>水田やその脇を流れる水路／ハッチョウトンボ</p>		 <p>海岸性の植物の群生／ハマナス</p>	
			

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境像の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

MAP⑨日野川		MAP⑩坂井平野（水田地帯）	
守り育てたい生き物	ソメイヨシノ	守り育てたい生き物	コウノトリ
 <p>海老助町～土橋町までの自転車道／ソメイヨシノ</p> 		 <p>九頭竜川河口周辺／コウノトリ</p> 	

MAP⑪鷹巣地区北部（池・山際の水田）		MAP⑫高須山山麓（棚田・周辺の森林）	
守り育てたい生き物	モウセンゴケ	守り育てたい生き物	アオバズク
 <p>谷治いのため池／モウセンゴケ</p> 		 <p>棚田・周辺の森林／アオバズク</p> 	

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

MAP⑬上郷地区（山際の水田・周辺の森林）		MAP⑭未更毛川上流（山際の水田・ため池）	
守り育てたい生き物	ムササビ	守り育てたい生き物	イヌタヌキモ
 <p>山際の棚田／ムササビ</p>		 <p>山際の湿地／イヌタヌキモ</p>	
			

課 題

「里地・里山」の荒廃が進むことで、イノシシやシカ・クマによる被害が増えています。また、外来生物の侵入により、足羽川の桜並木など地域の大切な景観や生態系が失われる恐れがあります。「里地・里山」をはじめとする本市の豊かな自然と、そこに生息する多様な生き物を守り育て、将来に伝えるためには、今ある自然と生き物の保全と再生に取り組む必要があります。

そして、これらの活動を将来にわたって継続していくためには、市民、市民組織、事業者など、様々な主体が協働して、触れ、学び、体験する機会の充実を図り、次世代の担い手を育成することが大切です。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境像の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

施策① 自然環境の保全と再生

本市の優れた自然を守り、次の世代に伝えるため、自然環境の保全と再生に努めるとともに、人々が自然とふれあう機会の提供を行います。

行政の取組

- 市内各所の豊かな自然と生き物を継続的に調査し、地域固有の自然や希少生物の生息状況の把握、外来生物に関する情報の収集・広報などに努める。
- 緑地や河川などの水辺を、生き物が生息しやすく、自然や生き物とふれあえる空間に整備する。
- 環境負荷低減に向けた農業に取り組む農業者等を支援する。
- 県、森林組合等と連携し、生物多様性保全や水源涵養機能などに配慮しながら適切な森林整備に取り組む。
- 魚介類の稚魚・稚貝の放流事業などを支援する。
- 鳥獣による農林業や生態系への被害を防止する対策や捕獲体制を整備する。

市民の取組

- 地域の自然や生き物を守り育てる保全と再生活動に努める。
- 外来生物被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」に努める。
- 希少生物の生息環境保護と保全、再生活動に努める。

事業者の取組

- 環境に関する先進的な技術や製品などを活用して、自然環境の保全と再生活動に取り組む。

農業

- 農作物の作付による農地の適正な管理に努める。
- 肥料や農薬の使用軽減に努める。

林業

- 植林や除伐・間伐などを行い、森林の整備に努める。

建設業

- 開発行為を行う際には、自然や生き物、景観などの事前検討に努める。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
地球温暖化・
エネルギー

第4章
自然環境
②

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策② 協働による里地・里山の利活用

里地・里山の豊かな自然を守り育てていくため、地域住民や市民組織等による利活用の取組を支援するとともに、次世代を担う人材の育成に取り組みます。

また、市民と協働して自然環境の変化や現状を調査し、長期的な環境の変化を把握するとともに、身近な自然への関心や愛着を育んでいきます。

行政の取組

- 里地・里山の自然に関わる活動の支援を行う。
- 里地・里山の豊かな生態系を守るための取組や、自然や生き物とふれあう活動などを、市民や市民組織、事業者などと協働して行う。
- 里地・里山の自然を守り伝える、次の世代における担い手を育成する。
- 市民と協働し、持続的な自然環境のモニタリングを行う。
- 自然公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を国が認定する制度を活用し、企業による森林保全活動や自然再生活動を促進する。
- 各種団体と協力して「エコツーリズム」※の推進に取り組む。

※ 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す取組

市民の取組

- 身近な自然環境の利活用に取り組む。
- 緑地や水辺に親しみふれあう活動に取り組む。
- 身近な自然に関わる活動を通して、自然環境の保全と再生の意識を養い育む。
- 地域コミュニティや事業者、市民組織など、多様な主体の構成員として、自然環境の保全と再生に積極的に関わる。

事業者の取組

- 里地・里山の活性化に努める。
- 緑地や水辺に親しみふれあう活動に取り組む。
- 身近な自然に関わる活動を通して、自然環境の保全と再生の意識を養い育む。
- 事業者、市民組織など、多様な主体を構成する一員として、自然環境の保全と再生に積極的に関わる。

重点的取組

自然環境保全事業

「守り伝えたい福井市の優れた自然」の掲載箇所において、各種団体や地域住民、環境アドバイザーと連携して自然や生き物について調査・観察会等を行い、本市の豊かな自然を保全する重要性を普及啓発します。

福井市生き物探し隊

福井市内の生き物に関する写真レポートの提供を市民に呼びかけ、それらの発見報告をもとに、自然環境の現状と長期的な変化を調査します。

また、自然に直接触れる体験の機会を提供することで、自然環境への関心を高め、自然を未来へと受け継ぐ次世代の担い手の育成につなげていきます。

環境指標

項目		単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
施策① 自然環境の 保全と再生	福井市の優れた自然の調査・観察会等開催数	回	-	15
	間伐面積(除伐面積含む)	ha	1,462	2,100 ^{※1}
施策② 協働による 里地・里山 の利活用	足羽山自然学習講座開催数	回	-	10
	市民による生物植物調査報告件数	件	-	250

※1 福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン(令和8年3月策定予定)と同数値、令和8年度～令和12年度の5年間の合算値。間伐により二酸化炭素の吸収量が増加するため、地球温暖化防止に繋がる。毎年420haを間伐した場合は、しない場合に比べ年間約1.4千tの二酸化炭素の吸収量が増加する。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

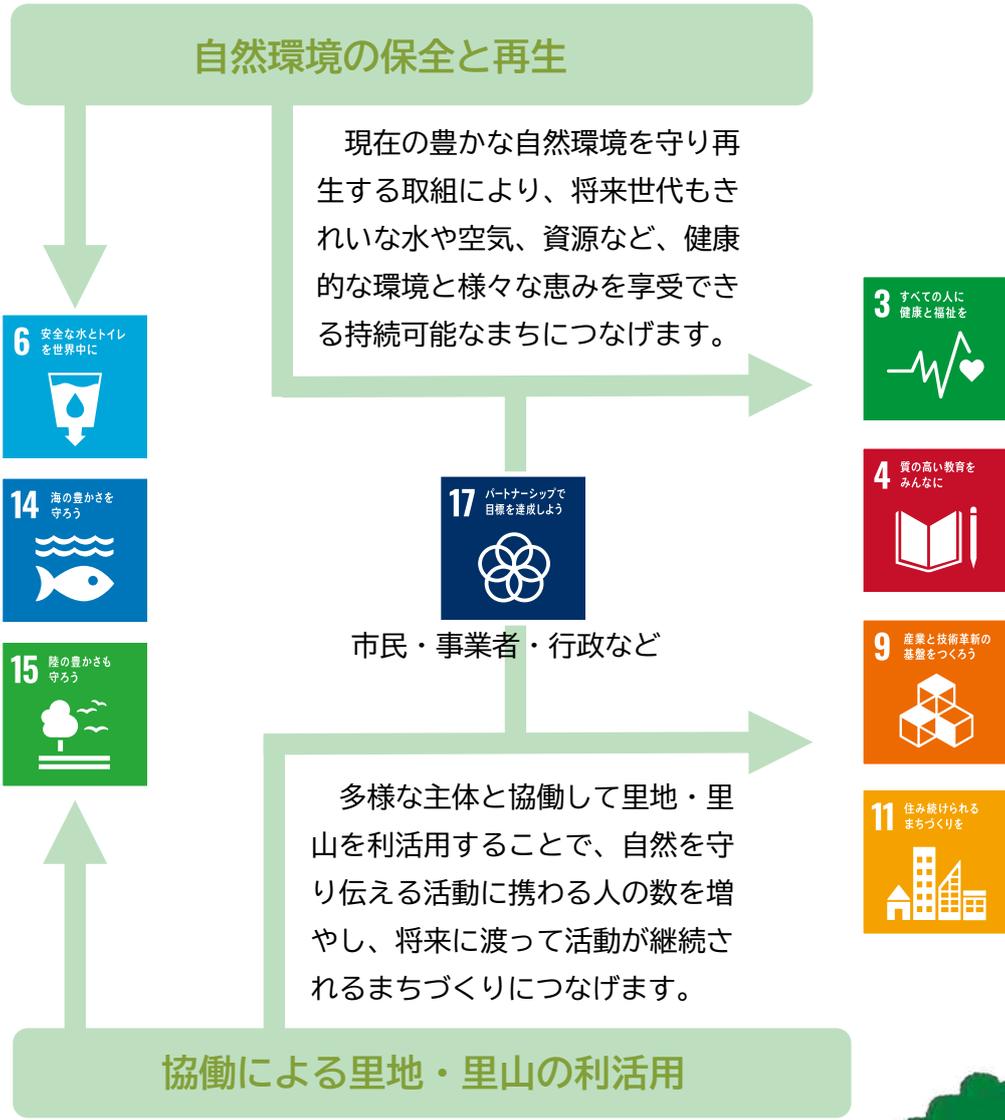
第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

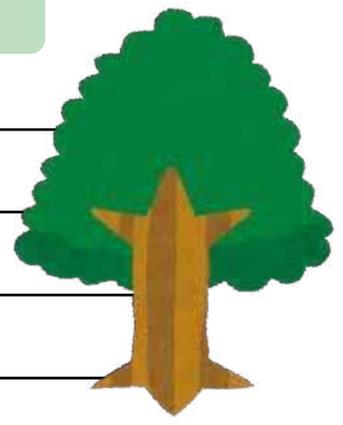
第5章
計画の推進

SDGsのゴールとマルチベネフィット

本市の自然や風土を保護・保全・再生し、次の世代に受け継ぐことで、SDGsのゴール「6 安全な水とトイレを世界中に」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」を達成します。あわせて、SDGsのゴール「3」「4」「9」「11」の達成にも同時に貢献し、持続可能なまちづくりにつなげます。



- 経済 9
- 社会 3 4 11
- 環境 6 14 15
- ガバナンス 17



- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境像の実現に向けて
- 第4章 ① 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ② 自然環境
- 第4章 ③ 生活環境・都市環境
- 第4章 ④ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ⑤ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進

福井市のすばらしい自然コンテスト 入賞作品



令和3年度 下市町『一服』



令和3年度 中手町『伊自良の里のホタルと天の川』



令和4年度 城戸ノ内町『悠久の一乗谷朝倉氏遺跡』



令和5年度 稲津町『勇ましく生きる』



令和6年度 城戸ノ内町『金色の夕日』



令和7年度 森田地区
『九頭竜川の野鳥たち：オオタカ幼鳥』

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進



現状と課題

■良好な生活環境の保全

福井市においては、これまで、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）をはじめとする環境汚染を未然に防止するため、監視、指導、啓発、支援等の取組を実施してきました。その結果、大気汚染物質である二酸化窒素※¹や、水の汚れを示すBOD※²といった環境状況を表す指標は、国の定めた環境基準を達成しており、市内の身近な環境については、全体的に良好な状態を保っているといえます。

光化学オキシダント※³については、環境基準を達成できてはいないものの、光化学オキシダント注意報の発令には至っていません。また、微小粒子状物質（PM2.5）※⁴については、平成27年度以降は、環境基準を達成しています。

公害苦情件数は全体的に横ばいです。近年の公害苦情の特徴としては、騒音では建設作業に関する苦情、大気汚染や悪臭では野外焼却や飲食店に関する苦情が多くなっています。騒音や悪臭については、近隣公害的なものや小規模事業者が原因となるものが増えており、これらの対策が今後の課題となっています。

また、本市は平成31年4月から中核市に移行したことにより、大気汚染、水質汚濁などの広域的公害問題から騒音、悪臭などの身近な生活環境問題まで、快適な生活環境保全のための業務を一元的に行っています。

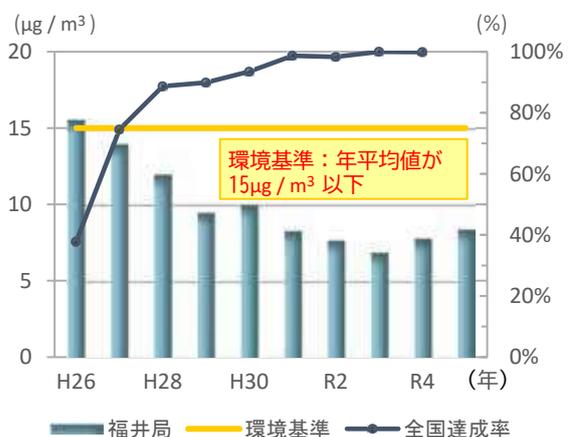
二酸化窒素

市内及び全国の環境基準達成率と福井局の年平均値の推移



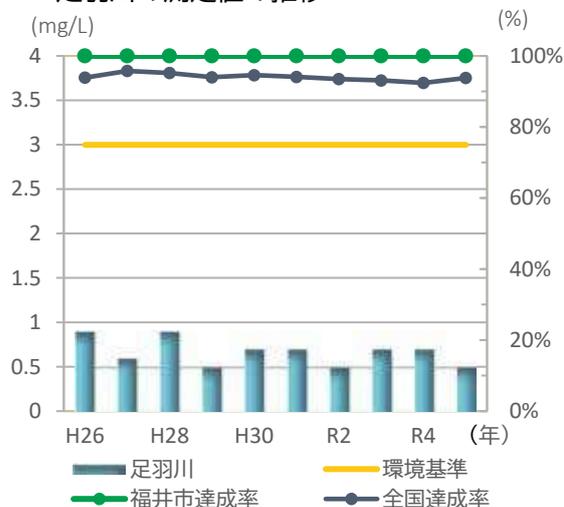
微小粒子状物質（PM2.5）

全国環境基準達成率と福井局の年平均値の推移

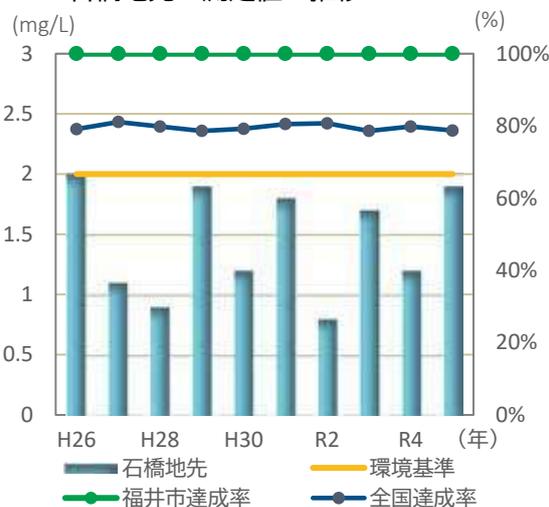


- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境の姿
- 第4章 ① 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ② 自然環境
- 第4章 ③ 生活環境・都市環境
- 第4章 ④ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ⑤ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進

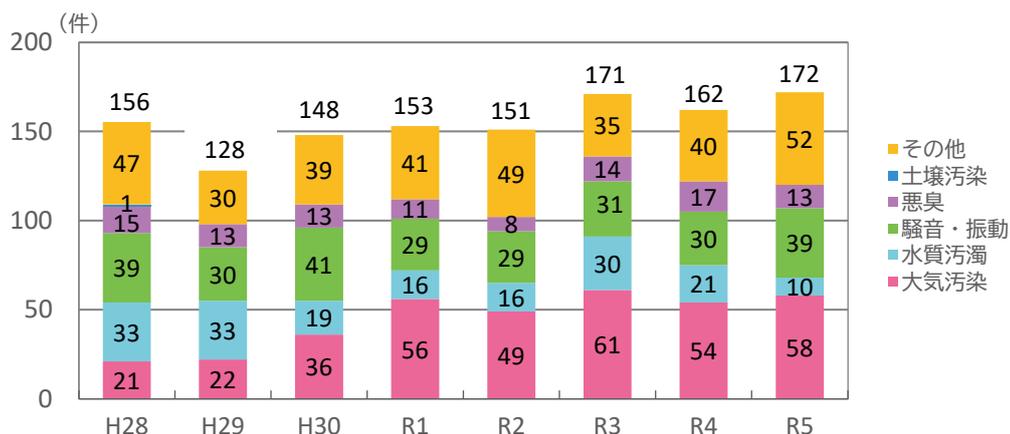
河川水質（BOD）
市内及び全国の環境基準達成率と足羽川の測定値の推移



海域水質（COD※5）
市内及び全国の環境基準達成率と石橋地先の測定値の推移



公害苦情件数



- ※1 窒素酸化物の一種で、主に化石燃料の燃焼に伴い発生する。大気汚染の指標として常時監視を行っている。
- ※2 生物化学的酸素要求量：河川の水質汚濁の代表的な指標で、数値が大きいほど河川が汚れていることを表す。
- ※3 大気中の窒素酸化物や炭化水素等が太陽からの紫外線を受け、光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称である。目やのどへの刺激があり、目がチカチカする、のどが痛いなどの症状が出る。
- ※4 大気中に浮遊する粒子のうち直径が 2.5µm 以下のごく小さな粒子である。非常に小さいため喘息などの呼吸器疾患への影響のほか、循環器系への影響も懸念されている。
- ※5 化学的酸素要求量：海域・湖沼の水質汚濁を示す指標で、BOD同様、数値が大きいほど海域等が汚れていることを表す。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
① 地球温暖化・
エネルギー

第4章
② 自然環境

第4章
③ 生活環境・
都市環境

第4章
④ 廃棄物・
資源循環

第4章
⑤ 環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

■豊かな都市環境の保全

本市の都市部における環境をみると、河川の水質については環境基準を達成しているものの、護岸の老朽化や雑草の繁茂がみられます。そのため、水質や自然環境の維持・改善を図るために非かんがい期に環境用水を確保したり、身近な水辺の環境整備や景観を守るための活動等に市民と協働して取り組んでいます。

本市では、市民に親しまれ守られてきた地域の河川を「里川」として認定してきました。令和2年度までに11箇所を認定し、地域ごとの特色ある風景を地域住民と共に保全しています。

認定されている「里川」の例



七郷用水（在田町）



堂田川（東郷二ヶ町）

緑地については、本市の市街化区域の多くが土地区画整理事業により整備されており、都市公園等の緑化面積はおおむね確保されています。

さらに、地域の特性・景観に応じた緑豊かで魅力的なまちづくりを推進することを目的に、本市では市民による花壇づくり等を支援する「ガーデンシティふくい推進事業」に取り組んでいます。

また、地域への愛着や環境美化への意識を高めるため、ボランティアによる花木の植栽や清掃活動を支援する「まち美化パートナー制度」を推進しています。

都市部における水辺や緑地は、市民にとって「心がやすらぐ潤いのある空間」であり、街並みに彩りを添え、訪れる人をもてなす重要な役割を果たしています。こうした緑や水辺を、今後も市民等との協働により、大切に守り育てていく必要があります。

「ガーデンシティふくい推進事業」、「まち美化パートナー制度」活動事例



錦公園
(順化2丁目)



カルチャーパーク
(月見5丁目)



みのり2丁目公園
(みのり2丁目)

市民、市民組織の活動により、まちなかに緑や花で彩りが添えられています。

課 題

現在の本市の環境はおおむね良好ですが、大気や河川などの環境の監視を継続するとともに、今後も良好な環境を保つため、環境汚染の未然防止に向けた事業者への指導や市民に対する啓発が必要です。

さらに、PM2.5のように大陸からの越境汚染の影響が大きい環境汚染についてデータの蓄積や測定結果を注視していく必要があります。

また、今後ピークを迎えることが予想されているアスベスト使用の疑いがある建物の解体に対する指導の徹底や、有機フッ素化合物などの新たな環境汚染への対応にも取り組む必要があります。

都市部においては、水や緑が豊かで潤いのある快適な都市空間の保全と充実が求められます。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策① 生活環境の保全

私たち人が快適に生活でき、様々な生物も生存していくためには、身近な空気や水などがきれいだけでなくではありません。大気や水などの環境状況を把握するとともに公表します。さらに、公害防止に向けた事業所への指導や市民への啓発に取り組みます。

行政の取組

- 大気や河川の状況など環境に関する情報を収集し、市民・市民組織・事業者へ情報提供する。
- きれいな水を安定的に供給するため、水質の監視に努める。
- 汚水処理施設の適正管理を実施する。
- 各種法令に基づき事業場等へ立入調査と指導を行う。
- 新たに大規模な店舗や工場等が立地される際は、環境への影響を審査し、公害を未然に防止する。
- 市役所も一事業所として、施設の適正な管理等を行い、環境への影響をできるだけ低減する。
- 市民・市民組織・事業者と連携した清掃などのボランティア活動に参加・協力する。

市民の取組

- 野焼きなど、空気を汚したり悪臭を発生させたりする行為をしない。
- 未処理の生活排水や油を川や水路などに流さない。
- 地下水の効率的な使用に心がけ、地盤沈下の発生を防ぐ。
- 夜間に大きな音を出さないなど、騒音による近隣住民への影響に配慮する。
- 地域の清掃活動などに取り組む。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境像の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

事業者の取組

- 施設の適正管理に努め、大気や公共用水域等（河川、海域、地下水）、土壌等への影響や、騒音や振動、悪臭による周辺環境への影響を低減する。
- 地下水の効率的な使用に心がけ、地盤沈下の発生を防ぐ。
- 工場建設や施設の設置・更新時には、周辺環境への影響に配慮して計画・設計する。
- 環境関係法令の改正等を把握するとともに、環境や公害に関する最新の情報や知見の収集に努める。
- 「リスクコミュニケーション」※に積極的に取り組み、地域住民との良好な関係の構築に努める。
- 地域の清掃活動などに取り組む。

建設業

- 低騒音・低振動・低排出ガスの建設機械の使用などに努め、建設工事中の環境負荷を低減する。

※ 社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政・市民・事業者などの利害関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ること。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策② 協働により育む水と緑

身近な河川の水辺環境や、緑を活かした景観や公園等を、市民と協働しながら大切に守り育てていきます。

行政の取組

- 身近な河川の水辺環境を保全する。
- 緑のカーテンなど、まちなかにおける緑を活かした景観の創出を促進する。
- 河川や都市公園、街路樹などの緑地を維持管理する。
- 地域における花や緑を増やす活動を促進する。
- 河川や公園等の美化と管理を行う活動を支援する。
- 福井市景観計画に基づき、植栽や緑化を促進する。
- 美しい景観と安全な道路環境を確保するため、屋外広告物の点検や道路パトロールを行う。

市民の取組

- まちなかで自然を活かした緑の景観を作るため、緑のカーテンの設置などに努める。
- 地域における花や緑を増やす活動や河川・公園の美化活動に取り組む。

事業者の取組

- まちなかで自然を活かした緑の景観を作るため、緑のカーテンの設置などに努める。
- 地域における花や緑を増やす活動や河川・公園の美化活動に取り組む。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境像の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

重点的取組

環境配慮企業サポート事業

近年の公害苦情は、環境問題への関心の高まりから内容が複雑多岐にわたるため、これらの解決には、行政による監視や規制に加えて、事業者自らの適切な排出管理と、住民とのリスクコミュニケーションが必要とされています。

本市では、ふくい嶺北連携中枢都市圏 11 市町の事業者を対象に、事業者自らの行動・計画によって公害の未然防止が図られるよう、事業者の環境配慮意識の啓発と向上を目的としたサポート事業を実施し、大気環境や水環境等への効率的な負荷低減を図ります。

環境指標

項目		単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
施策① 生活環境の 保全	大気、水質（河川・海域） における環境基準※ ¹ 達成率	%	100	100 (現状を維持する)
	大気、水質等※ ² における ダイオキシン類の環境 基準達成率	%	100	100 (現状を維持する)
	有害大気汚染物質※ ³ の 環境基準達成率	%	100	100 (現状を維持する)
施策② 協働により 育む水と緑	都市環境美化活動団体 数（河川・公園等）	団体	90	108

※1 大気は二酸化窒素、河川はBOD、海域はCODで評価する。

※2 調査媒体は、大気、公共用水域（河川水質及び底質、地下水）、土壌

※3 バンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
① 地球温暖化・
エネルギー

第4章
② 自然環境

第4章
③ 生活環境・
都市環境

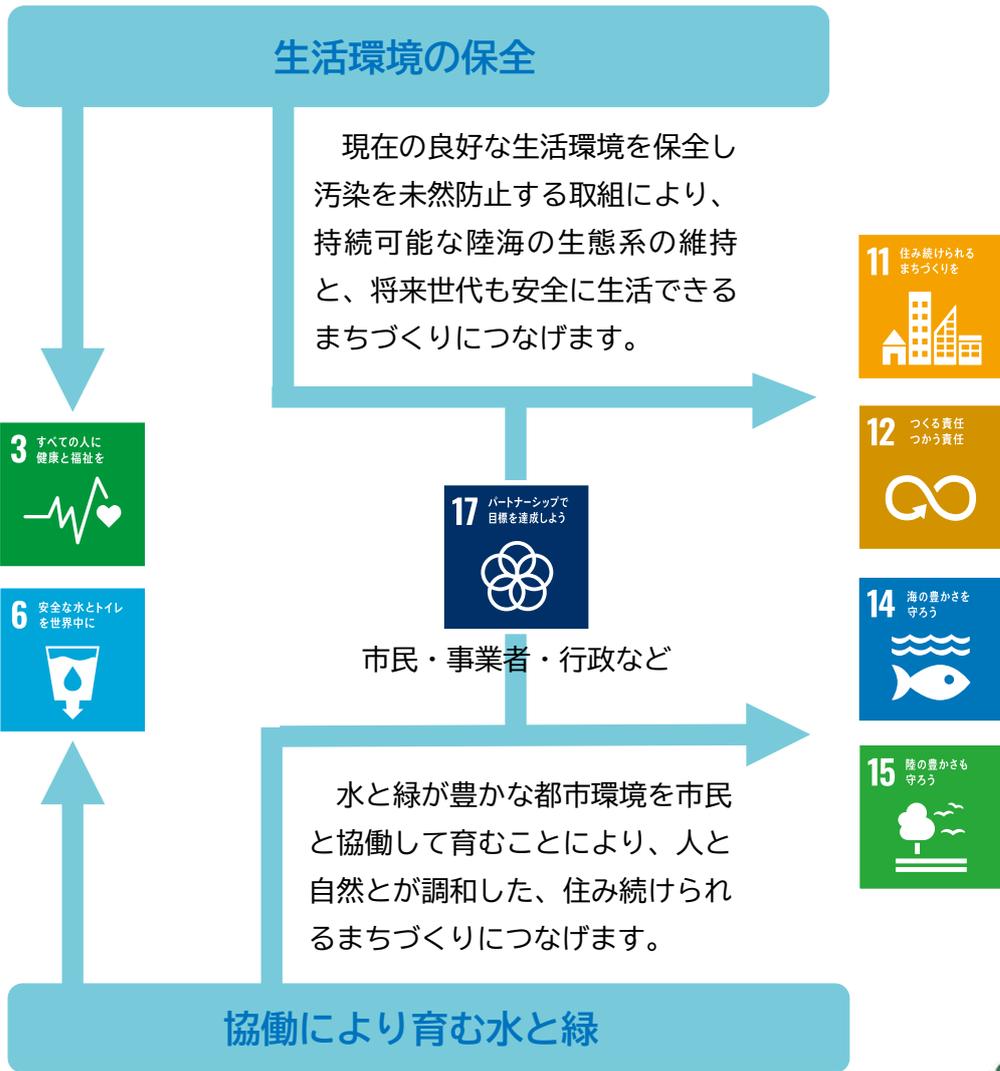
第4章
④ 廃棄物・
資源循環

第4章
⑤ 環境教育・
環境学習

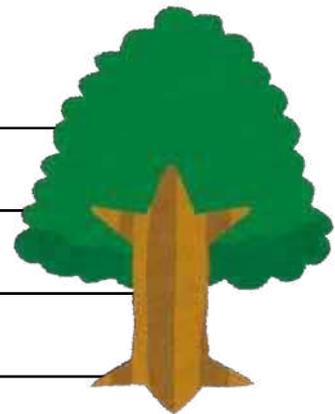
第5章
計画の推進

SDGsのゴールとマルチベネフィット

本市の生活環境の汚染を未然に防止し、潤いのある都市空間を保全・創出することで、SDGsのゴール「3すべての人に健康と福祉を」「6安全な水とトイレを世界中に」を達成します。あわせて、SDGsのゴール「11」「12」「14」「15」の達成にも同時に貢献し、持続可能なまちづくりにつなげます。



- 経済
- 社会 3 11
- 環境 6 12 14 15
- ガバナンス 17



- はじめに 第1章
- 社会的背景 第2章
- 理念 第3章
- 目指す環境像の実現に向けて 第4章
- 地球温暖化・エネルギー 第4章 ①
- 自然環境 第4章 ②
- 生活環境・都市環境 第4章 ③
- 廃棄物・資源循環 第4章 ④
- 環境教育・環境学習 第4章 ⑤
- 計画の推進 第5章

§ 4

廃棄物・資源循環

ごみを減らし、資源を大切にする循環型社会づくりを進めます

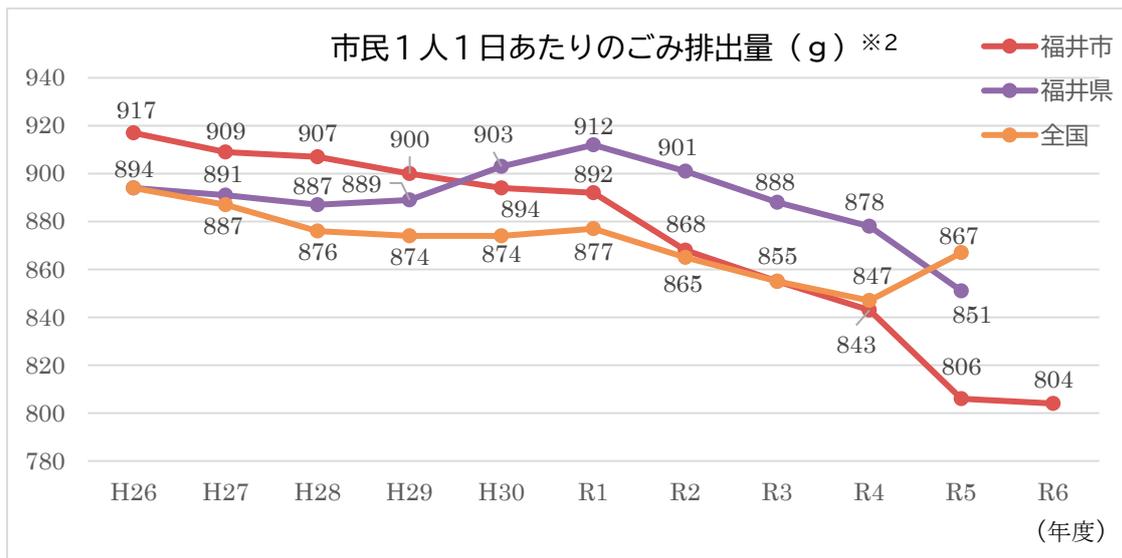


現状と課題

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減していくためには、循環型社会の形成が重要であり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が不可欠です。

そのため本市では、平成26年2月に「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、『「おとましい」※1を「行動」へ』を基本理念として、それまで廃棄物の「適正処理」を第一としてきた考え方から、「発生抑制、資源としての活用」を第一とする考え方に基づき、循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。

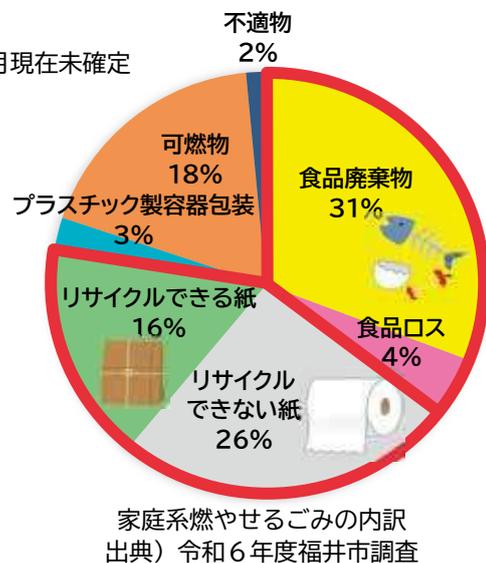
本市の市民1人1日あたりのごみ排出量は、平成26年度以降年々減少しており、ごみの減量に対する市民の意識が高まってきたことがうかがえます。ごみの減量は温暖化対策にも寄与することから、今後いっそう削減を図っていく必要があります。



※1 福井の方言で「もったいない」の意味

※2 令和6年度の福井県、全国分については令和8年3月現在未確定

令和6年度に本市が実施した調査によると、家庭から排出される燃やせるごみのうち、食品ごみが全体の35%を占めており、その削減には生ごみの排出抑制や水切りの徹底が重要です。また、食品ごみの中には、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が約11%含まれていることから、食べ残しの削減など、食品ロス対策も併せて推進していく必要があります。



第1章 はじめに

第2章 社会的背景

第3章 理念

第4章 目指す環境像の表現に向けて

第4章 ① 地球温暖化、エネルギー

第4章 ② 自然環境

第4章 ③ 生活環境・都市環境

第4章 ④ 廃棄物・資源循環

第4章 ⑤ 環境教育・環境学習

第5章 計画の推進

紙ごみについても、燃やせるごみの約4割を占めており、そのうち約4割がリサイクル可能な紙です。中でも、包装紙、紙袋、封筒、ダイレクトメール、紙芯などの「雑がみ」や紙製容器包装は、分別があまり進んでいない現状があり、積極的に資源化を図ることが重要です。

また、令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行されました。この法律は、プラスチック使用製品の設計から、使用、廃棄、再資源化に至るまでのライフサイクル全体において、関係する事業者、市民、行政などのすべての主体が連携し、プラスチックの資源循環を図ることを目的としています。今後は、各主体が役割を果たしながら相互に連携し、資源循環に向けた相乗効果を高めていくことが重要です。

3Rの取組に加え、資源の循環利用によって、環境負荷の低減と経済成長の両立を図る「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を進めるためには、公民連携の推進が不可欠です。

本市では、令和6年5月に福井市「メルカリ Shops」をオープンし、処分予定の不用品をフリマーケットアプリケーション「メルカリ」を利用してリユースする取り組みを始めました。粗大ごみの中には、まだ使える物も多く含まれているため、資源の循環利用を推進することで、捨てられたものに新たな価値を見出す取組を進めています。

現在、本市では、新ごみ処理施設の整備を進めています。この施設では、建物の消費エネルギーをできるだけ減らし、実質的にゼロに近づける「Nearly ZEB」という仕組みを取り入れるほか、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを効率よく回収して、無駄なく活用する工夫を取り入れるなど、先進的な技術を積極的に取り入れることで、二酸化炭素の排出を減らし、脱炭素社会の実現に貢献します。

課 題

今後は、本市で特に多く排出されている食品ごみや紙ごみを中心に、廃棄物の発生を抑制し、ごみとして処分する量を削減することが重要です。

また、近年、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみによる海洋汚染が新たな環境問題として注目されています。こういった観点を含め、これまでの3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加えて、「リニューアブル（Renewable）」（プラスチック使用製品を紙やバイオプラスチック製品等に適正に切り替えること）を促進し、資源の有効活用や環境負荷を軽減することが求められています。

施策① ごみの発生抑制と資源循環の推進

市民・事業者・行政等が主体となって、廃棄物の適正処理、3R（ごみの発生抑制【リデュース】、再利用【リユース】、再生利用【リサイクル】）に加えて、再生可能な資源を活用する「リニューアブル」に取り組みます。

行政の取組

- ごみの分別説明会などを開催し、3Rに加えてリニューアブルの取組を促進し、廃棄物の減量に努める。
- 雑がみやプラスチックなどの資源物を積極的に回収し、再生利用を進めることにより、廃棄物を資源として最大限活用する。
- 家庭や店舗における食品ロス削減に向けた啓発に、消費者団体や事業者と連携して取り組む。
- 市民や事業者に対し、雑がみの排出方法の周知や意識啓発を行うことで、雑がみの再生利用の促進に努める。
- 「メルカリ Shops」のように公民連携を図り、循環経済への移行を進める。
- 事業系一般廃棄物や産業廃棄物について、排出者に対して適正処理及び排出量抑制、資源循環の指導・啓発に取り組む。
- 廃棄物処理業者に対して、適正処理の監視・指導を実施する。
- 市役所も一事業所として、事業活動の中で廃棄物の減量化や資源化に取り組むとともに、環境に配慮した商品の購入（省エネやグリーン購入など）に努める。
- 耐久性が高く、環境負荷の少ない新たなごみ処理施設の整備を進める。
- 不法投棄監視カメラの設置や監視パトロールなど、不法投棄防止対策に取り組む。
- 環境美化推進のため、吸い殻、空き缶、ペットボトル等のポイ捨て防止に向けた啓発や指導に努める。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
地球温暖化・
エネルギー

第4章
自然環境
②

第4章
生活環境・
都市環境
③

第4章
廃棄物・
資源循環
④

第4章
環境教育・
環境学習
⑤

第5章
計画の推進

市民の取組

- 買い物前に在庫をチェックして、必要なものだけを購入する。
- 包装が簡易な商品や、容器が再使用できる商品を選ぶように心がける。
- リサイクルされた商品など、環境に配慮した商品を選ぶように心がける。
- マイバッグやマイボトルを持参し、使い捨て製品の購入を控えるように心がける。
- 缶、びん、ペットボトル等の資源ごみに加え、燃やせるごみとして捨てられやすい雑がみについても、適正に分別し排出する。
- 食品ごみ（生ごみや食品ロス）を減らすため、3キリ（使いキリ、食べキリ、生ごみの水キリ）に努める。
- 使わなくなった衣類や本等は、捨てずにリユース（リサイクル）ショップへ持って行くなど、再使用できるように心がける。
- 両面印刷や反故紙を利用して紙の節約を心がけるとともに、電子媒体での回覧などペーパーレス化を進める。
- 不要となったものは、不法投棄や不法焼却など不適切な処分を行わず、決められたとおりに排出する。

事業者の取組

- 自ら排出する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、適正処理を行う。
- 製造工程や事務作業などあらゆる事業活動において発生した廃棄物の資源化に努める。特に紙類については、積極的に資源化を図る。
- 商品を製造又は販売する際に、プラスチックの使用を削減した商品づくりに努める。
- 市民や行政等と連携を図り、循環経済への移行を進める。

製造業

- 生産から廃棄までの全過程で廃棄物が少なくなる製品の開発や製造に努める。
- 消費者が製品を適切に使えるように、修理対応などのサポートに配慮する。

小売業

- 商品を販売する際は、包装を簡易にするように努める。
- マイバッグの持参を推奨するなど、レジ袋の削減に努める。
- スプーン類などの使い捨てプラスチックの使用削減に努める。
- ばら売りや見切り販売を実施するなど、食品ロスの削減に努める。

飲食店

- 食材の有効活用や適量注文の呼びかけなど、食品ロスの削減に努める。
- スプーン類などの使い捨てプラスチックの使用削減に努める。

農業者

- 近隣の迷惑になるような場合は、稲わらなどの野焼きは行わない。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境の
実現に向けて

第4章 ①
地球温暖化・
エネルギー

第4章 ②
自然環境

第4章 ③
生活環境・
都市環境

第4章 ④
廃棄物・
資源循環

第4章 ⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

重点的取組

紙リサイクルの推進

家庭から排出される燃やせるごみの中には、リサイクルできる紙ごみが多く含まれることから、特に分別があまり進んでいない包装紙、紙袋、封筒、ダイレクトメール、紙芯等の「雑がみ」や紙製容器包装について、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用した啓発を強化することで、集団資源回収や拠点回収等での資源化を促し、燃やせるごみへの混入を減らします。

「食品ロス」の削減

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」の削減に向け、市民・事業者に対して、ごみの分別説明会やイベント、「フードドライブ」※、ソーシャルメディア等を活用した啓発を強化し、市民や事業者の意識の向上を図ります。

※ 家庭で余っている食料を持ち寄り、必要としている人や団体等に寄付する活動

プラスチック資源一括回収の実施・広報

近年の海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を推進する重要性が高まっています。

そのため、「プラスチック製容器包装」と「資源化できるプラスチック製品」を同時に回収する取組を実施します。

また、市民に対して、分別排出について、ごみの分別説明会や様々な媒体において、周知・広報します。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

環境指標

項目	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
市民1人1日あたりのごみ排出量	g	804	780 ^{※1} 以下 (令和10年度)
燃やせるごみへの資源物混入率	%	19	19 ^{※1} 以下 (令和10年度)
ふくい ^優 エコ事業所 ^{※2} 登録数	社	77	100 ^{※1} (令和10年度)

※1 福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和6年3月改訂）と同数値

※2 ごみの減量化・リサイクルの促進、その他環境への負荷の低減を積極的に推進している事業所

Column ごみを減らすことがCO₂削減につながる？

家庭から排出される燃やせるごみを焼却すると、二酸化炭素が発生します。

また、ごみは収集車で運ばれ、処理施設に持ち込まれますが、この運搬にも燃料が使われ、二酸化炭素が排出されます。

ごみの量が多くなれば多くなるほど、環境への負荷が大きくなります。

「食品を食べきる・使いきる」、「雑がみもしっかりリサイクルする」といった市民一人ひとりの小さな積み重ねが、二酸化炭素の排出削減につながっていきます。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
実現に向けて

第4章 ①
地球温暖化・
エネルギー

第4章 ②
自然環境

第4章 ③
生活環境・
都市環境

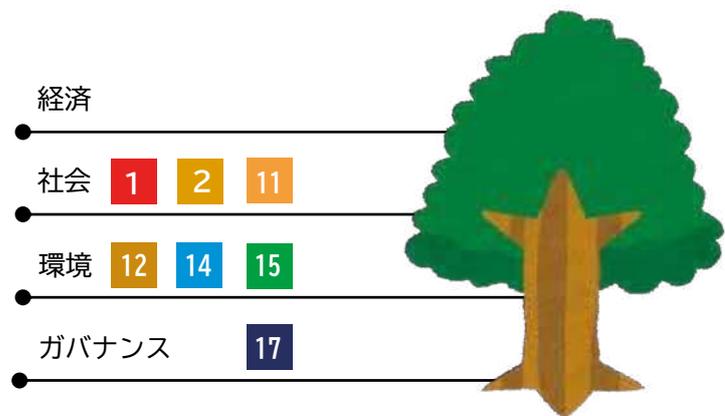
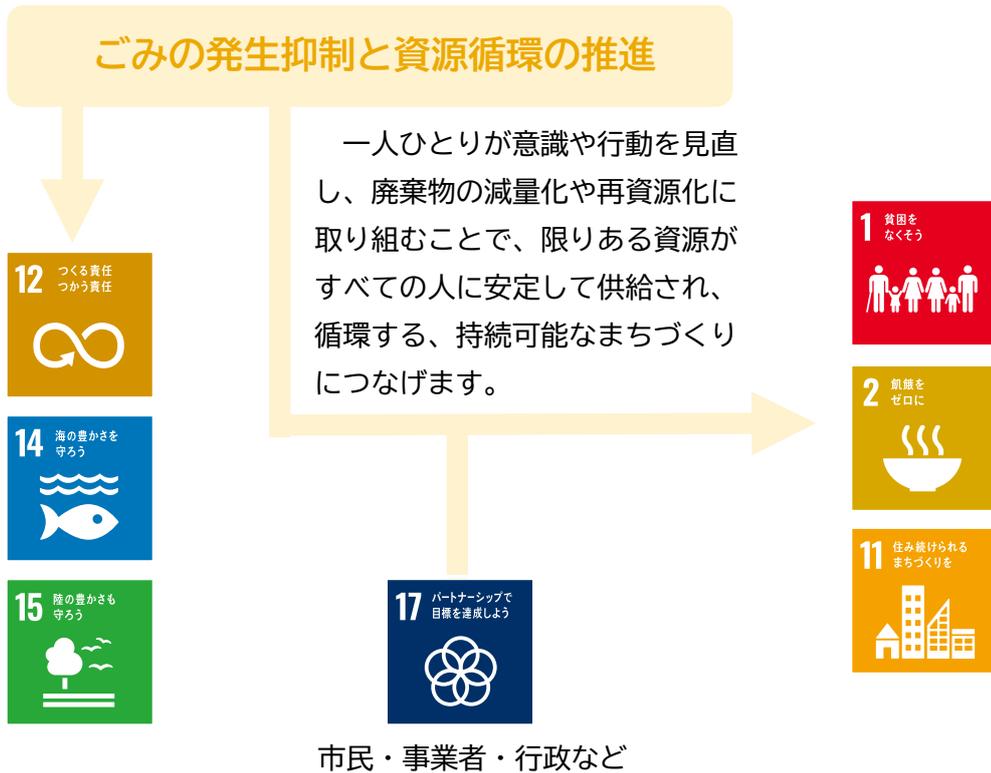
第4章 ④
廃棄物・
資源循環

第4章 ⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

SDGsのゴールとマルチベネフィット

本市のごみを減らし、資源を大切にする循環型社会づくりを推進することで、SDGsのゴール「12 つくる責任 つかう責任」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」を達成します。あわせて、SDGsのゴール「1」「2」「11」の達成にも同時に貢献し、持続可能なまちづくりにつなげます。



- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境像の表現に向けて
- 第4章 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ① 自然環境
- 第4章 ② 生活環境・都市環境
- 第4章 ③ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ④ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進



現状と課題

近年、世界は深刻な環境危機に直面しており、地球規模での環境問題が日常的に取り上げられています。

その解決に向けては、まず私たち一人ひとりが、地域の環境を通じて世界中の環境問題と密接につながっていることを知り、自らできることを考えることが重要です。そして様々な機会を通じて得た知識や体験を身近な場で実践し、地域環境の改善に向けた取組を積み重ねていくことが求められます。

本市では、学校教育分野において、環境教育の充実を図ってきました。

平成 18 年に環境マネジメントシステム国際規格「ISO14001」の考えを取り入れた「福井市学校版環境 ISO 認定制度」を創設しました。この制度では、市内の幼・小・中学校が地域の特色に応じた年間計画の下、教師・児童・生徒・PTA・地域が協力して環境活動を実施しています。その結果、各学校でのごみの分別やリサイクル、節電・節水などの取組が日常的に定着しました。

平成 26 年度からは、地球規模の環境問題を自らの問題として捉え、持続可能な社会や未来のために行動できる人材を育成する教育（ESD）の重要性の高まりを受け、新たに ESD の考えを取り入れた「福井市環境学習プログラム」による取組を進めています。授業で学習する教科内容だけでなく、ESD の視点に立って行動し学習指導できる人材の養成を行っています。

多くの学校では、地域と連携しながら、環境について学ぶ活動も実践しており、児童・生徒が地域資源の有益性・有限性を理解し、地域循環社会の意識を持つと同時に、学校と地域が連携を深めることにもつながっています。

学校教育を離れた場所においても、広く一般市民を対象にした環境講座を開催しており、幅広い年代層から一定数の参加があります。特に近年は、環境問題に関心の薄い市民の参加を促すため、味噌やコーヒーといった身近な食材を通じて、地球温暖化などを学ぶ講座や、世界的な知名度を有する企業の国際的な取組を知る講座を開催するなど、様々な工夫を取り入れています。

また、各地区の公民館では地域に根差した環境学習も行われており、事業者、市民組織等による環境関連の講座も開催されています。これらの学習会や体験会が行われる際には講師を派遣するなど、地域における環境学習を支援しています。

平成 27 年（2015 年）に、国連は SDGs を掲げる「2030 アジェンダ」を採択し、SDGs のゴールを達成するために、市民・事業者・行政など、あらゆる関係主体のパートナーシップの促進を宣言しました。

- はじめに 第 1 章
- 社会的背景 第 2 章
- 理念 第 3 章
- 目指す地域の姿 第 4 章
- 地球温暖化・エネルギー 第 4 章 ①
- 自然環境 第 4 章 ②
- 生活環境・都市環境 第 4 章 ③
- 廃棄物・資源循環 第 4 章 ④
- 環境教育・環境学習 第 4 章 ⑤
- 計画の推進 第 5 章

本市では、多種多様な経済活動を営む事業者が集まり、事業所での環境・省エネ活動について意見を交換し、ともに環境学習に取り組む企業交流会を開催しています。また、事業者自らが講師となり自社の環境活動を広く市民に紹介する環境講座や、市と事業者が協力して紙ごみを回収するモデル事業を実施しました。

今後も、市民、事業者、行政が協働した環境取組を推進していきます。

課 題

環境にやさしい持続可能な社会の構築のためには、市民一人ひとりが環境問題について自ら考え、行動し続けることが不可欠です。そして、高齢化が進行する中、環境活動を継続的に推進していくには、次世代を担う人材の育成が重要な課題となっています。

また、SDGsのゴールを達成していくために、市民、市民組織、事業者、行政など、多様な主体が連携し、地域の特性を踏まえた協働の仕組みを構築する必要があります。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

施策① 環境教育の推進

E S Dの視点を取り入れた「福井市環境学習プログラム」に各学校で取り組むなど、学校における環境教育を充実させ、環境にやさしい持続可能な社会の構築のため、一人ひとりが環境について自ら考え、未来のために行動できる人づくりに取り組みます。

また、児童館などで環境についての学習会を開催し、地域における子どもたちへの環境教育活動を推進します。

行政の取組

- E S Dの視点を取り入れた「福井市環境学習プログラム」に各学校で取り組む。
- 児童・生徒への環境教育の指導を充実させるため、体験活動を通じた学びの促進に取り組む。
- 児童館などで環境についての学習会を開催し、地域における子どもたちへの環境教育活動を推進する。
- 環境活動における担い手の発掘や人材育成を図る。
- 環境に関する情報提供を行う。

市民の取組

- 電気やガスの使用量などに注目して、日常生活が環境に与える影響を自ら考えるなど、環境について学び、理解を深める。
- 学校や児童館などが地域で実施する環境活動等に参加・協力し、環境に関する理解を深める。

事業者の取組

- 学校などが地域で実施する環境活動に参加・協力する。
- 学校などが実施する環境学習やイベント等において、環境に関する商品や資料の貸出・提供、講師を派遣するなどの参加・協力を行う。

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

施策② 多様な主体による環境学習の推進

環境に関する講座やイベントなどを開催し、市民一人ひとりの環境意識の向上を図るとともに、環境・経済・社会の広い視野に立って、環境について学ぶ人を増やします。また、ふくい嶺北連携中枢都市圏の中心都市として、圏域内の公民館や児童館等、各地区において行われる学習会や体験会に対し講師を派遣し、地域における環境学習活動を支援します。

さらに、環境をテーマにした企業交流会を開催するなど、市民・事業者・行政等の多様な主体間での交流や連携を強化する取組により、環境にやさしい持続可能な社会の構築に向けたパートナーシップの強化を図ります。

行政の取組

- 環境講座やイベントを通じて、多くの人々が学べる機会をつくる。
- 市政出前講座や環境アドバイザーの派遣により、環境学習や体験活動等を支援する。
- SNS等を通じて、環境講座やイベントの情報を発信する。
- 環境負荷を低減する取組を実施している事業者などを積極的にPRする。
- 市民の環境保全に関する活動に対し、表彰等により功績をたたえる。
- 市民、事業者、大学等教育機関、行政など、あらゆる関係主体と連携し、環境活動に取り組む。

市民の取組

- 環境に関する様々なイベントや学習会に参加・協力し、環境に関する理解を深める。
- 環境に関する行政の取組に参画し、市民組織、事業者等と連携を図る。

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
地球温暖化・
エネルギー

第4章
自然環境
②

第4章
生活環境・
都市環境
③

第4章
廃棄物・
資源循環
④

第4章
環境教育・
環境学習
⑤

第5章
計画の推進

事業者の取組

- 従業員等に対して環境に関する研修会を開催するなど、環境学習活動に取り組む。
- 市民組織や事業者等が地域で実施する清掃活動や環境に関するイベントなどに、参加・協力する。
- 環境に関するイベントなどを開催し、環境に関する啓発を進める。
- 自らの活動に役立てるため、他の事業者や市民組織の環境活動を調査し、環境に関する情報の収集に努めるとともに、自らのホームページや会報誌等を活用し、環境に関する情報や活動内容を提供する。
- 環境に関する先進的な商品の貸出しや提供、環境活動に対する出資など、市民・市民組織・行政の環境活動を支援する。
- 市民、事業者、行政などの協働事業に参画する。

重点的取組

市立全小中学校における「環境学習プログラム」推進事業

環境について自ら考え、未来のために行動できる人づくりを進めるため、E S Dの視点を取り入れた「福井市環境学習プログラム」に各学校で取り組みます。

このプログラムがより充実した取組となるよう、ICTの活用や、企業や団体と連携した学びの機会の創出に取り組みます。

環境教育の一場面（明道中学校）



環境学習事業

環境を考えるきっかけとなるよう、家庭でできるエコ活動など、興味、関心を持ちやすい身近なテーマを取り上げ、広く市民を対象として、環境に関する情報提供や導入的な学習を提供する講座を開催します。

また、企業等の取組を通じて、身近な社会から世界的な環境へのつながりについてグローバルな視点で学び考えられる人材を育成します。

また、大学生などと環境問題に関して共に考え取り組むことで、自ら実践することができる次世代のリーダーを育成します。

環境講座



出前講座（児童館）



環境講座等への講師派遣事業

学校・各種団体・自治会等が実施する環境に関する講座等に対し、より充実した内容となるよう専門講師を派遣し、地域住民の環境保全に対する理解を深めるとともに、地域での環境学習活動を支援します。

環境アドバイザーの活動状況



第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

「企業交流会」の開催

多種多様な経済活動を営む事業者が集まり、事業所での環境・省エネ活動について意見を交換し、ともに環境問題に取り組む企業交流会を開催します。

企業交流会の開催を通して、本市における事業者間の連携を深めるとともに、市民、事業者、行政などが連携して行う環境活動を活発にしていきます。

企業交流会



環境指標

	項目	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
施策① 環境教育の 推進	福井市環境学習プログラム取組校	校	市立全小中学校	市立全小中学校
施策② 多様な主体 による環境 学習の推進	環境学習会参加者数 (計画期間累計)	人	9,223	11,000
	市民・事業者・行政などが協働した環境取組数	回/年	19	25

はじめに
第1章

社会的背景
第2章

理念
第3章

目指す環境像の
実現に向けて
第4章

地球温暖化・
エネルギー
第4章 ①

自然環境
第4章 ②

生活環境・
都市環境
第4章 ③

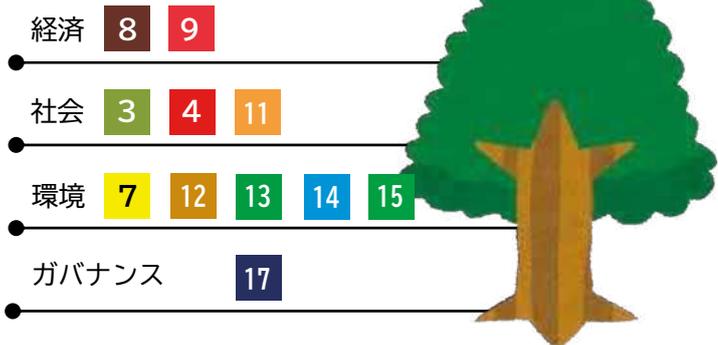
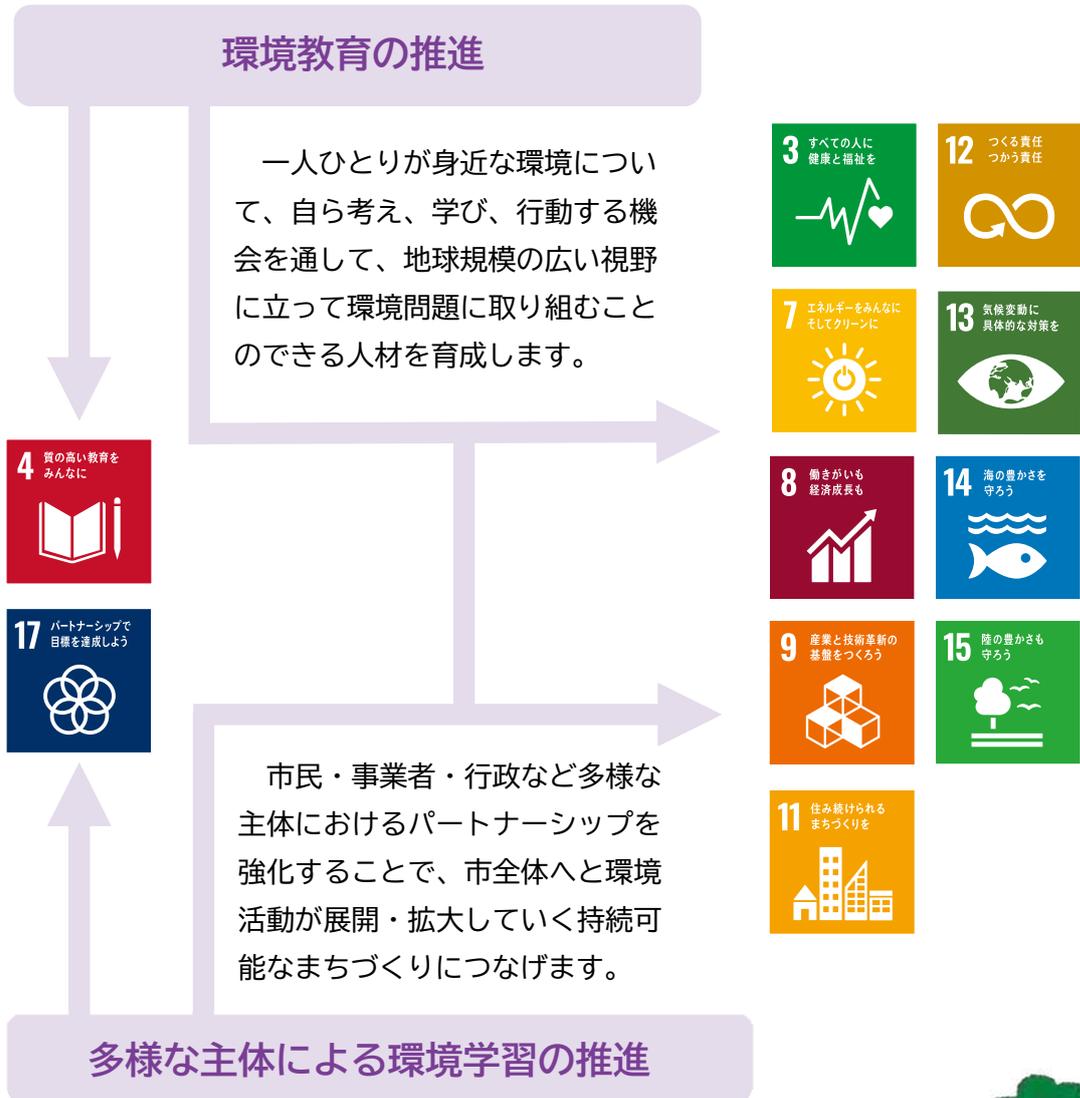
廃棄物・
資源循環
第4章 ④

環境教育・
環境学習
第4章 ⑤

計画の推進
第5章

SDGsのゴールとマルチベネフィット

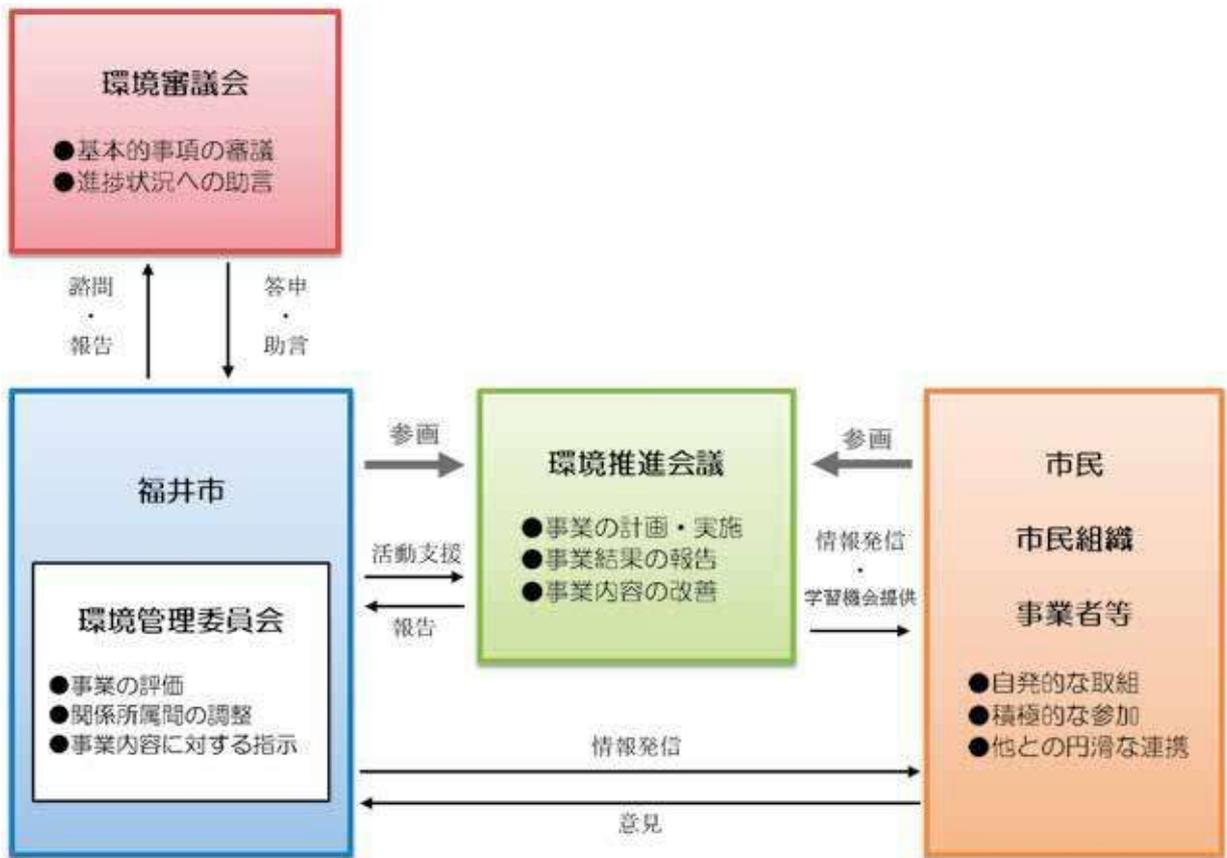
環境についての教育や学習を推進し、市民・事業者・行政などの連携を強化することで、SDGsのゴール「4 質の高い教育をみんなに」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を達成します。あわせて、SDGsのゴール「3」「7」「8」「9」「11」「12」「13」「14」「15」の達成にも同時に貢献し、持続可能なまちづくりにつながります。



- 第1章 はじめに
- 第2章 社会的背景
- 第3章 理念
- 第4章 目指す環境像の表現に向けて
- 第4章 地球温暖化・エネルギー
- 第4章 ① 自然環境
- 第4章 ② 生活環境・都市環境
- 第4章 ③ 廃棄物・資源循環
- 第4章 ④ 環境教育・環境学習
- 第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制



(1) 福井市環境審議会

「福井市環境審議会」は、環境基本条例に規定する機関で、学識経験者、各種団体の代表者、市民等 15 人以内で構成されます。

市長の諮問に応じ、環境関係法令の基本的な事項のほか、環境基本計画の改定や推進状況などに関する事項について、総合的な視点から調査審議し、意見を述べます。

(2) 福井市環境推進会議

福井市の豊かな自然を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にも対応するなど、これまでの保全にとどまらずより良い環境を創り出すために、市内の事業者・団体、学識経験者等で構成する「福井市環境推進会議」を設置しています。

会議では、市民・市民組織・事業者・教育機関・行政がお互いの特性を活かしながら、協働の理念のもと、自然環境保護活動の推進、地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの普及や省エネの取組、公共交通機関や環境負荷が少ない乗り物への利用転換、そして環境を大切に思い行動する人づくりのための環境保全意



福井市環境推進会議
シンボルマーク&スローガン

識の向上や環境学習の機会の充実など、新たな取組に関する検討と実践的な取組を進めるとともに、市民に対する旗振り役を担います。

さらに、環境に関する新たな技術や取組の情報収集や提供、産学官連携による地域の環境活動の育成や支援を行うとともに、発展的な環境活動へとつながるネットワークの構築を図っていきます。

(3) 福井市環境管理委員会

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の庁内組織として「福井市環境管理委員会」を設置して計画の進行管理を行います。市長を委員長、副市長を副委員長とし、各部局長を構成メンバーとします。

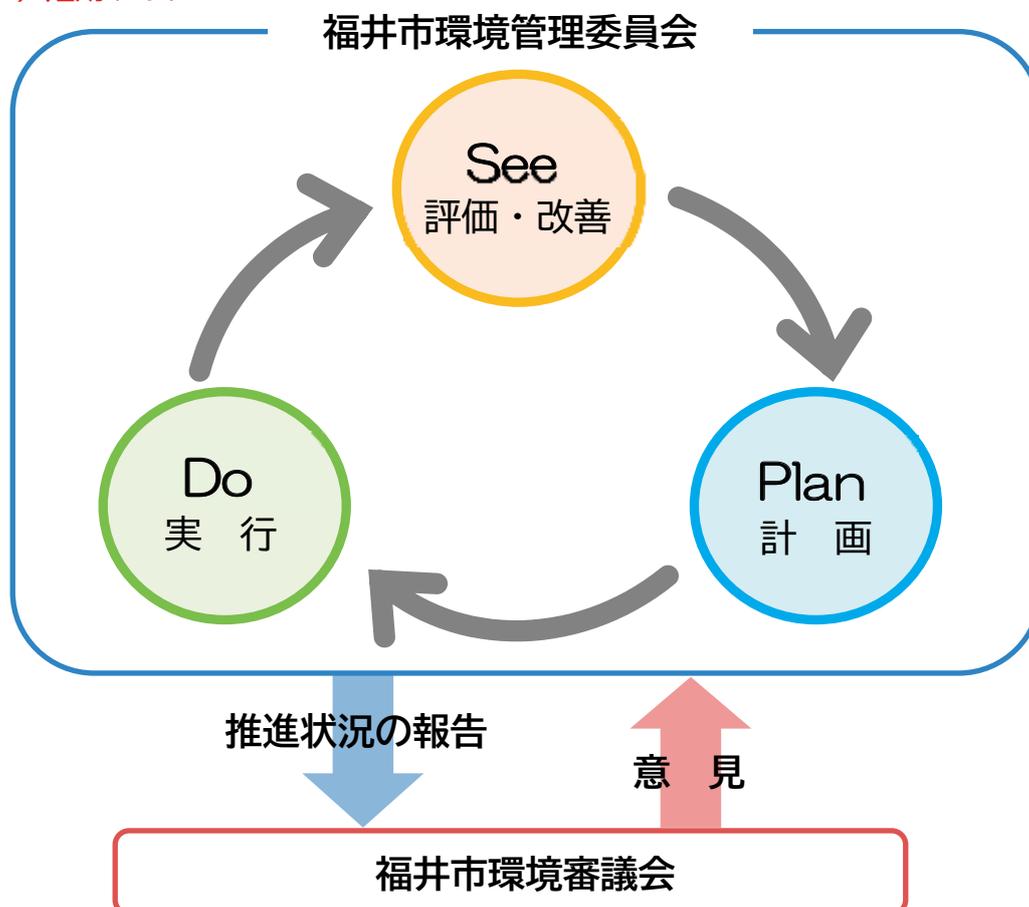
2 計画の進行管理

計画の進行は「評価・改善 (See) ⇒計画 (Plan) ⇒実行 (Do)」というPDSサイクルで管理していきます。

サイクルは行政、市民、市民組織、事業者の各主体が取り組む【短期サイクル】と、基本計画の改定から見直しまでの【長期サイクル】を設定します。

なお、環境指標については、社会情勢や環境の変化等を踏まえ、毎年点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

(1) 短期サイクル



第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
表現に向けて

第4章
①
地球温暖化・
エネルギー

第4章
②
自然環境

第4章
③
生活環境・
都市環境

第4章
④
廃棄物・
資源循環

第4章
⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

(2) 長期サイクル

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
<改定>		<第5次計画期間>								
<p>See 評価・改善 ・環境管理委員会、 環境審議会で評価 ・取組、指標等の見直し</p>										
		<p>Do 施策・取組の実施 「ふくい環境」で公表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福井市</td> <td>環境施策の実施</td> </tr> <tr> <td>推進会議</td> <td>検討、実践的取組、ネットワーク構築等</td> </tr> <tr> <td>市民等</td> <td>自然環境保護、省エネ、省資源、環境学習等</td> </tr> </table>					福井市	環境施策の実施	推進会議	検討、実践的取組、ネットワーク構築等
福井市	環境施策の実施									
推進会議	検討、実践的取組、ネットワーク構築等									
市民等	自然環境保護、省エネ、省資源、環境学習等									
		<p>See 評価・改善 ・環境管理委員会、環 境審議会で評価 ・取組、指標等の見直 し</p>								
		<p>Plan 計画策定 基本計画 の改定</p>								
		<p>Plan 計画策定 基本計画 の改定</p>								

第1章
はじめに

第2章
社会的背景

第3章
理念

第4章
目指す環境像の
実現に向けて

第4章 ①
地球温暖化・
エネルギー

第4章 ②
自然環境

第4章 ③
生活環境・
都市環境

第4章 ④
廃棄物・
資源循環

第4章 ⑤
環境教育・
環境学習

第5章
計画の推進

〔表紙写真〕

- (上) 気軽にスマホ部門
最優秀賞「九頭竜と経が岳」 東森田
- (下) 本格カメラ部門
最優秀賞「神々しい帽子」 南菅生町

第5次福井市環境基本計画

発行日 令和8年3月

編集・発行 福井市 市民生活部 環境事務所 環境政策課

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

TEL : 0776-20-5609 / FAX : 0776-20-5754

E-mail : kansei@city.fukui.lg.jp